令和３年第６回　飯塚市議会会議録第４号

　令和３年１２月９日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１０日　　１２月９日（木曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。８番　川上直喜議員に申し上げておきます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようお願いいたします。８番　川上直喜議員に発言を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。

第１は、「小中学校の通学路の安全対策について」です。１点目は、現状と課題についてであります。２０１２年、京都府亀岡市で集団登校中の児童の列に車が突っ込み、小学生ら１０人が死傷、政府は全国の通学路を対象に緊急点検を実施し、７万４千か所を超える危険箇所を確認し、５年後までに約９９％で対策が講じられました。２０１９年、滋賀県大津市で保育園児らが車同士の衝突に巻き込まれて１６人が死傷。政府は約２万８千か所において対策を実施することを決定し、１年余で約８割の対策を完了したとされています。今年６月２８日、千葉県八街市で小学生の列にトラックが突っ込み、児童５人が死傷しました。これまでの本市の取組の状況をお伺いします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　児童生徒の交通安全対策につきましては、全校区で学校、ＰＴＡ、教育委員会、道路管理者及び地元警察等の関係機関が合同で通学路点検を実施いたしまして、その結果について、関係機関で情報共有し、安全対策に取り組んでいるところでございます。

また、先ほどおっしゃいました今年６月に発生しました千葉県においての下校中に発生した痛ましい事故を契機といたしまして、文部科学省、国土交通省、警察庁が策定いたしました「通学路における合同点検等実施要領」に基づきまして、今年８月１９日から８月３０日までの間において、小中学校から報告のあった通学路の危険箇所８７か所について、通学路における緊急の合同点検を実施いたしまして、これにより９月２９日に飯塚市通学路安全対策推進連絡協議会を開催し、点検箇所の改善策を検証しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今後の課題としては、どんなことが挙げられますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　安全対策につきましては、各関係機関で行える改善策の検討を行いまして、ハード面での対応につきましては、国・県・市の道路管理者、また警察による対応が主となりますので、対策する改善内容や要望について、整理をしているところでございます。なお、ハード面につきましては対策が困難な箇所、特に用地買収などが伴う事業箇所等につきましては、ソフト面での対応として、安全教育等のさらなる充実を図っていくことを確認しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど紹介の実施要領ですけれども、国土交通省道路局は７月９日付で、「通学路における交通安全の更なる確保について」とする通知を合同点検等実施要領付きで市町村まで連絡しました。内容を伺います。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ご指摘の通学路における合同点検等実施要領でございますが、実施対象は市町村立の小学校の通学路、実施期間につきましては令和３年９月末をめどに、今年１０月末にそれぞれ実施することとされております。実施体制につきましては、平成２５年１２月６日「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」という通知に基づきまして、各市町村で構築している推進体制を活用することを基本としておりまして、危険箇所のリストアップ、それから合同点検の実施及び対策の必要箇所の抽出など細かく指示をされております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　９月末までに行わなければならないことは何となっていますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　９月末までに行わなければならない内容につきましては、第１次報告といたしまして、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出の状況に関する報告でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１０月末までという期限のものがあると思いますけれど、それはどうなっていますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　１０月末につきましては、第２次報告といたしまして、合同点検を受けた対策必要箇所における対策状況に関する報告でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その流れに沿って迅速な取組がされているということでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　合同点検の実施及び対策必要箇所は８７か所との答弁です。そのうち校区ごとの箇所数はどうなっているか、どういう状況のところが多いのか、その特徴をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　まず、校区ごとの危険箇所でございますが、飯塚第一中校区が１７、飯塚第二中校区が６、二瀬校区が３、幸袋校区が２、飯塚鎮西校区が８、頴田校区が２、庄内校区が１５、筑穂校区が７、穂波東校区が６、穂波西校区が２１の合計８７か所となっておりまして、点検の観点といたしましては、まず第１に見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や、大型車の進入が多い箇所、それから過去に事故に至らなくても、ヒヤリ・ハットの事例があった箇所、それから３番目に保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村へ改善要請があった箇所などとなっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　改善対策の検討と対策の作成は１０月末までに終わったはずですね。そこで、その内容を伺いたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　今後の対応につきましては、先ほど申し上げました９月２９日に飯塚市通学路安全対策推進連絡協議会を開催いたしまして、点検箇所の改善策の検討を行っております。今後は関係機関と連携を図りながら、必要な対策を講じていくようにしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　まだ対策そのものが出来上がっていないということですか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　対策自体は終わっておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国土交通省の通知によれば、市町村教育委員会、学校、道路管理者及び地元警察署は、対策案に従って計画的に対策を実施するとなっていますけれども、この協議はどのように行っていきますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　先ほど申し上げましたとおり、２回の飯塚市通学路安全対策推進連絡協議会が終わっておりまして、あと３回目で最終取りまとめを行いますが、その予定につきましては、来年１月を予定しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　来年度予算編成との関係がどうなるのかがちょっと気になりますけれど、今回特に重視する点は決めていますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　安全対策につきましては、各関係機関で行う改善策の検討を行いまして、先ほども申し上げましたが、ハード面につきましては国・県・市の道路管理者、また警察による対応、それから教育委員会におきましてはソフト面での対応として、安全教育等のさらなる充実を図っていくというふうにいたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　学校、保護者との連携を１月の第３回の会議だけでというわけにはいかないと思うのですけれど、どういう工夫をしていますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　保護者等との連携につきましては、毎年、飯塚市ＰＴＡ連合会の安全調査委員会が取りまとめました「危険箇所改善要望」として教育委員会に提出をいただいておりますが、それとの内容を照合いたしまして、危険箇所の要望について精査していきたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほどソフト対策と言われましたけれど、どういうような内容なのか、どう取り組んでいくのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　市内の小中学校の児童生徒に、学年に応じた交通ルールの啓発冊子を配付するなど、保護者を含めた各家庭での交通ルールの学習を促すことで、児童生徒の歩行、それから自転車における交通ルールの遵守及び保護者等の運転マナーの向上について啓発を図っていこうと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　千葉県八街市の事故の現場は見通しがよいため、亀岡市で事故のあった２０１２年点検の際に危険箇所に指定されていなかったそうです。本市が今回点検した８７か所のほかの対策はどう考えていますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　今回の点検とは別に、随時判明した危険箇所につきましても、その都度、個別に改善要望として提出をしていただきまして、同様に対策を講じてまいります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、一つは危険箇所について信号機、道路標識、ガードレール、防護柵など安全施設の設置、危険箇所を回避する通学路の見直し、子どもの見守り活動や交通安全指導など効果的な改善を進めるための支援。第２に学校や保育園、公園の半径５００メートル以内の道路などについては、ゾーン３０、ゾーン３０プラス、区域の指定を進める必要があると思っています。それから第３に通学路に加え、学童保育や園児の移動経路など、子どもたちの通行路を総点検し、危険箇所の安全対策を緊急に講じるよう求めておきたいと思います。

　２点目は小中一貫校についてです。特に潤野小と蓮台寺小、八木山小、鎮西中が統合した鎮西小中一貫校の課題はどのように捉えていますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　今のところ大きな問題の報告は受けておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　課題はないとお考えなのですか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　現状ではそのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　県道１００号線、市道大日寺・吉原町線及び接続する道路がありますね。その歩道の整備、飛び出しを防止する防護柵などについてはどういう考え方、対応をしているのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　地元自治会や関係機関等から歩道設置の要望があった場合には、現地調査を行い、整備の必要性や緊急性等の効果を検証し、通学路として必要と判断された場合においては、飯塚市通学路交通安全対策プログラムに危険箇所改善要望として掲げ、補助事業における採択要件に適用可能であれば、関係部署と協議の上、整備を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほどの８７か所の中に、鎮西小中一貫校の校区の中に危険箇所があると報告されていますね。それで特段の課題がないというのはどういうことなのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　先ほどご報告申し上げました８７か所の中の飯塚鎮西校区の部分につきましては、危険箇所として考えておりますが、これまでと違った観点で見ておりましたことから、今後十分に精査をしていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　課題はあると。登下校時間帯に大型車を初め、通行量の多い道路です。飛び出し防止の防護柵等、手だて含めて改善を求めたいと思います。

楽市小と平恒小、穂波東中が統合した穂波東小中一貫校については、旧楽市小学校方面から県道、旧国道２００号に交差する地点、ガソリンスタンド前に押しボタン信号機を設置してほしいと保護者の皆さんが先年、市長と教育長に要望書を手渡しをして要望しました。その後、どういう取組になっているか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ガソリンスタンド前の交差点、ご指摘の交差点につきましては、横断歩道がございますが信号機がなく、質問のとおり、横断するには危険が伴う場所として学校も認識をしております。

通学路は各学校が児童生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のために指定している道路でございまして、そのため学校としては、ご質問の箇所を通学路としては指定をしておりません。それとともに、子どもたちにつきましては横断しないようにという指導を行っているところでございます。

通学路にはなっておりませんが、このことにつきましては飯塚市ＰＴＡ連合会安全調査委員会を通じまして、信号機設置の要望を受けております。直近では令和２年度の飯塚市通学路安全対策推進連絡協議会でも議題となっておりまして、飯塚警察署交通課の見解では、付近の信号機の設置状況や現在の横断歩道の位置など、道路の構造上、信号機の設置に適した道路環境ではないため、関係機関と継続的に協議を進めながら、対応策を検討する必要があるというふうに確認をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長部局の責任と思うんですね。それで、子どもが登下校で通る道が通学路であるという認識をまず持たなければならないと思います。指定通学路というのはあると思いますよ。子どもが通るところが通学路なのだと、そこの安全確保をきちんとするというのが大人の責任だと思うわけです。それから―――。（発言する者あり）では、答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　今の質問者の認識を変えてほしいと思います。子どもが通るところが通学路という解釈を私ども大人はしてはいけないものでございます。なぜなら通学路について、いわゆる安全会、保険に全ての児童生徒が加入しております。これは通学途上における事故について補償するものですが、これは通学路を通っていた場合にのみ適用されるものでございますので、私たち大人は、子どもたちが登下校中には通学路を安全に通るように指導することが大前提でございますので、今のような解釈をなさると、子どもたちの安全確保に支障を来すものと思いますので、あえて訂正をさせていただきます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　大人の都合で子どもがこの道を必ず通るとか、通らないとか言うわけにいかないのです。子どもがどの道を通って学校に行っても、安全が確保される最善の努力をするのが当然ではないのですか。現実に指定されているところを通らないで下校する子どもたちは多いではないですか。そこに子どもの命に責任を負うという立場が要るのだろうと思います。

そこで目尾小と幸袋小、幸袋中が統合した幸袋小中一貫校の課題はどうなっていますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　通学路における安全上の報告は特に受けておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　頴田小と頴田中が統合した頴田小中一貫校の場合はどうですか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　先ほどご報告申し上げました８７か所のうちの頴田地区につきましては、２か所の危険箇所を見つけておりますが、先ほどと同じように今後精査していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

幸袋小中一貫校について課題がないという認識は重大だと思います。

８月の合同点検の対象が８７か所、それ以前は１５か所ということだったと思いますので、合わせて１０２か所になりますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　今回点検いたしまして判明いたしました８７か所と、それまでにリストアップされていた分というのは重なる部分がございますので、必ずしもその数字になるというわけではございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　では何か所ですか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　申し訳ございません、正確な数字が今手元にございませんので、お答えができません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　残念ですね。そのうち、今年度中にも手をつける必要があるところはどのくらいありますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　今回判明いたしました８７か所につきましては、先ほども申し上げましたが、今後精査をしてまいりますので、今年度中に危険箇所で緊急に必要な対策というところにつきましても、精査を進めていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今年度中に必要なところを精査すると言うけれども、１月に先ほど言った会議をするのでしょう。工事は間に合うのですか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　関係部署と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　場所が分からないということなのでしょうけれど、そのために必要な財政出動の規模、どのくらいか想定できますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　申し訳ございません。精査中でございまして、どれぐらいの規模の予算になるかは分かりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

今年度末の本市の財政調整基金と減債基金を合わせたものが１５７億円に上るわけです。過去最高水準を続けています。

それで８７か所プラス１５か所、延べで１０２か所ということになるのですけれども、これをいつまでに解決するのかと、危険箇所を。期限を切ってやる必要があると思うのだけれど、どういう考え方を今、していますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　対策につきましては、その箇所、箇所によりまして、用地買収が必要なところ、あるいはそのほかの費用がかかるところをこれから考えていかなければなりませんので、そのあたりを精査しながら、関係部署と調整をしていきたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほどの教育部長の答弁とは別に聞いていってみると、この迅速さに欠ける状況が今見えてきたわけですけれども、八街市長は事故発生の７月２日の記者会見で、市立小学校のＰＴＡ会長などから、２００８年から４年間、毎年、現場となった通学路にガードレールや歩道の設置を求める要望書が提出されていたが、財源面などから、他の交差点整備を優先させると説明したと報道があります。学校施設など大型箱物には莫大な財政出動を一気に行うが、通学路の安全対策はずるずると先延ばしというわけにはいきません。市長は来年度いっぱいなど期限を決めて、一気に改善対策を図るべきです。

　次に、第２に地域公共交通の確保と充実を予定しておりましたが、先に第３の白旗山メガソーラーについてお尋ねをしたいと思います。第２は、「白旗山メガソーラー乱開発について」です。１点目は地元４自治会の要望について伺います。昨年、２０２０年９月２９日付で片峯市長宛てに要望書が提出されました。内容を確認してください。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　令和２年９月２９日付で新相田、高雄区、けやき台、緑ヶ丘の４自治会長並びに白旗山の豊かな自然を未来につなぐ会の代表の連名で提出されました要望書にあった要望につきましては、１．緊急に現地調査を住民と共に行うこと。２．住民説明会を福岡県及び飯塚市がそれぞれ行うこと。３．アサヒ飯塚メガソーラーによる住民説明会は１０月２３日までにさせること。４．新相田１７組と１８組、１９組には、一条工務店の事業計画説明のとおり、工事車両の進入を認めないこと。落石などによる災害防止の万全の措置を取ること。市有地使用許可を取り消すこと。５．けやき台は強風により、樹木が倒れるなど被害が続いており、災害防止及び生活道路の安全の対策を取ること。６．九州経済産業局と県知事に対し、現地調査結果と地元の切実な要求及び文書による福岡県の行政指導にも関わらず、住民説明会を実施しない事実を通報し、指導を求めること。以上の６つとなっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういう事情、経過で出されたのか、市長はどう受け止めたのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　メガソーラーの開発が住民説明会が開催されないまま、地域住民の皆様が不安を抱えて過ごされている中、白旗山の３分の１が伐採され、騒音、粉じん、イノシシによる被害や、さらに落石までが発生するなど、近隣住民に耐え難い被害を及ぼしており、このまま工事を進めることを黙って見過ごすことは、地域住民としてできないとの思いから提出されたものであると受け止めております。

また、提出された要望書を見まして、要望書が提出される以前から、事業者に対して福岡県が文書にて住民説明会を実施し、地域住民に対して丁寧な説明を行うようお願いされておりましたが、要望書提出時には、住民説明会の実施には至っておらず、地域住民の方々の不安や疑念が払拭されないまま開発が進む中、９月には高雄団地に隣接する開発地から落石が発生したことは、地域住民の方々の不安がさらに募っている状況にあると受け止められておりました。

そこで、令和２年９月２９日の要望書を受けまして、令和２年１０月９日には梶原副市長以下関係部署職員５名で、福岡県農山漁村振興課を訪れ、市長名で福岡県知事宛て、「白旗山周辺における林地開発行為について」として、依頼文書を提出しております。住民の開発に係る不安や疑念が募る中で、住民説明会の開催、災害防止及び安全対策などについては事業者への指導監督の徹底と、今後も本市に対する積極的な情報提供及び共有について依頼しており、県と連携しながら対応に当たっていきたいと考えておりましたし、現在もその考えは変わっていないというところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、白旗山乱開発の現状をどう打開していくかについては、いろいろな角度があると思いますけれども、周辺の４自治会長が住民団体と連名で提出したこの要望書の中に、打開の鍵があるのではないかと考えるわけです。

そこで１年２か月たったわけですけれども、今答弁を聞いていて、飯塚市長は自分がよく頑張ったと言える取組だったかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　要望書にありました現地調査の実施や、県や事業者による住民説明会の実施、地元の切実な要望を県知事へ伝えるなど、市民の不安を解消すべく、市としてできる限りの取組を行ってきたと考えておりますが、事業者の説明会の遅れや、その後の泥水流出などが発生するなど、市民の不安が解消されないままとなっていることは、反省すべきものと考えているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この１年２か月の間に、市民が暮らし、生活している現場で何が起こったかということを見れば、市長がしかるべき仕事をできたかというのは、おのずと明らかだと思います。

そこで、その中で特にお尋ねしたいのは、住民説明会を市長はなぜしないのかということです。答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　令和２年９月２９日に提出された先ほどの要望書の中に、住民説明会を福岡県及び飯塚市がそれぞれ行うことと記載をされておりました。これにつきましては、さきの議会でも答弁しておりますけれども、令和２年１２月１９日に福岡県による住民説明会を実施しております。飯塚市独自での住民説明会は実施していないものでございます。その理由としましては、さきの議会でも答弁しておりますけれども、飯塚市独自の説明会をしても、様々な取組の工事の内容につきましても、飯塚市独自では判断ができないものが多数ありますので、住民説明会は実施しておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　昨年１２月１９日の住民説明会は、私はアサヒ飯塚メガソーラーの主催だと認識しておりましたけれど、福岡県主催だったのですね、部長の答弁だと。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　失礼しました。福岡県から事業者に対して要請をして、事業者主催による住民説明会でございます。訂正させていただきます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、あなたがその後に続けて答弁したことは、全部無意味だということになりますね。したがって、理由はないんですよ。飯塚市が住民説明会をしない理由は。やる気がないというだけだ。

そこで、もう一つの問題。市長自身が立入調査をなぜしないのかということです。お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　市長自身が現地に立入りをしていないというご質問かと思いますけれども、これにつきましても、昨年の地域住民からの要望書、要求書に対しまして、市長自身もご本人が行くべきところであるが公務のために行けないために、昨年１２月１５日に当該事業に係る工事の進捗状況の確認のために、市長の代理として梶原副市長ほか５名で事業者と共に立ち入り、内容の確認、条例上の立入調査ではなく、現地に立ち入ったものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　条例上の立入調査のことを言っているわけですから、あなたの答弁は全く無意味で時間の無駄よ。

それで、条例は不適正行為の早期発見というのがあります。確認してから入るのではないのです。早期発見のために入るわけですよ。現地がどうなっているかというと、区域外の開発行為は行われていないのですか。それから、計画によって造成森林となっているエリアにパネルを張っていないですか。こういったことをチェックしないといけないのです。この続きは後でします。

３点目は事業者の対応についてです。アサヒ飯塚メガソーラーとの折衝の経過をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　許可権者ではありませんので、市より直接事業者に対しまして、要請することは行っておりませんが、要望提出後の令和２年１０月９日に市長名で許可権者である福岡県知事宛ての文書を発出し、令和２年１０月２３日までに、誠意を持って地域住民の理解が得られるような住民説明会を開催するように、事業者の指導をお願いし、開催されない場合は、住民説明会が開催されるまで、工事の停止を行うように求めてまいりましたが、結果、要望書に記載された期日には間に合いませんでしたが、令和２年１２月１９日に二瀬交流センターにおいて、事業者主催の住民説明会が開催されているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　前市長のときに、一条工務店と悠悠ホームに手紙を出しましたね、市長名で社長宛てに。そうすると、この２つの事業者は撤退しました。理由はいろいろあるでしょう。そういう経過がある中で、飯塚市長が事業者に直接物を言わないということは、あり得ないと思うわけです。

そこで、アサヒ飯塚メガソーラーというのは、１２月１９日に、あれは住民説明会と呼ぶかどうか分かりませんけれど、私も排除されました。そうした中で、その後１年以上やっていないわけですよ。１年近くやっていないんですよ。このアサヒ飯塚メガソーラーという会社がどういう事業者なのか、一条工務店からの事業者の変遷、土地所有者の変遷がどうなっているか、ここでお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　事業者の変遷についてですが、平成２７年９月１４日に株式会社一条工務店が林地開発許可申請書を福岡県へ提出しており、平成２８年３月３１日に開発許可が下りております。その後、平成３０年６月２６日に合同会社アサヒ飯塚メガソーラーが福岡県飯塚農林事務所へ林地開発行為者地位承継届出書を提出し、現在に至っているところでございます。

また、土地の所有の変遷につきましては、当該事業地におきましては、平成２６年５月２２日に株式会社一条工務店が取得いたしております。平成２９年９月８日に株式会社一条工務店から株式会社光南溶工が取得しております。その後、平成２９年１２月１５日に権利者として株式会社瀬戸内興建が所有権移転請求権仮登記をされましたが、平成３０年６月１４日に株式会社光南溶工から合同会社アサヒ飯塚メガソーラーに所有権が移転しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福岡県知事が飯塚市長の懸念にも関わらず、一条工務店に交付した林地開発許可書は今どこにあるか分かりますか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

合同会社アサヒ飯塚メガソーラーにあるものと把握いたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それはどのように把握しましたか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　アサヒ飯塚メガソーラー宛てに許可書が出ているもので、そういったところで答弁させていただいたところです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　アサヒ飯塚メガソーラーに何の許可が出たのですか。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１０時４７分　休憩

午前１０時４８分　再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　合同会社アサヒ飯塚メガソーラーが林地開発行為の地位承継届出を提出し、受理されたものということで把握をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最初の質問ですけれど、林地開発許可書はどこが持っているのですか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　許可書は、今現在、恐らく合同会社アサヒ飯塚メガソーラーがそのまま地位を承継しておりますので、持っていると思っておりますが、把握はいたしておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福岡県も把握していませんでした。一条工務店に許可書を出すだけです。事業承継は届出を出すだけです。届出を出せば、誰でも林地開発を承継することができるというのが福岡県の見解なのです。

そこで、そもそもアサヒ飯塚メガソーラーというのは実態がある会社なのか、どういう会社なのか、把握されているところを聞かせてください。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　合同会社アサヒ飯塚メガソーラーの会社概要について、把握している部分について答弁させていただきます。所在地が東京都港区芝公園一丁目２番９号花井ビルディング５階ＶｅｃｔｏｒＣｕａｔｒｏＪａｐａｎ株式会社内、代表社員がＧＳＣ　ＩＳＨ　ＪＰＮ　００１一般社団法人、職務執行者は野坂照光であるということを把握いたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その野坂照光さんはいつまで代表をしているのですか。それはいつの情報ですか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　登記簿を取ったわけではありませんが、そういったところで、会社概要になっているというところで、認識いたしているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　いや、ですから、その情報はいつの情報ですか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　申し訳ありませんが、私が把握しているのが、今の答弁させていただいたところを把握しているというところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　相手の次から次に代表者が代わる、会社が代わってくるという状況に、本市が着いていけていないという状況なんですよ。それはなぜかというと、やる気がないからなんです。立入調査をしようとすれば、相手を調べますよ。ちょっと待ってくれと、説明会をやってくれという手紙を書こうとすれば、相手を調べますよ。そういうやる気が全くないから、これも分からないということだと思います。

そこで福岡県が１１月２５日に２回目の住民説明会をしました。この中で、完成後の管理会社としてアサヒ飯塚メガソーラーから連絡があったというふうに言った会社の名前が、ソラリグ・ジャパン・サービシズ合同会社なのです。どういう会社か調べましたか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　把握しているところについて答弁させていただきます。所在地、東京都港区東麻布二丁目２１番７号ＳａｍｏｎＢｌｄｇ．４階、令和元年６月２０日に登記が行われております。代表社員、スペイン国マドリッド市パルテノン大通り１０番１階６号　ソラリグ・グローバル・サービシズ・エス・ア、職務執行者、東京都港区六本木三丁目７番１－１００９号、ルイス・ペレサグアであると把握いたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ネット情報によるとこのソラリグ・ジャパン・サービシズ合同会社代表は、ペドロ・ベラオンドという人ですね。この会社はほかにはどういう事業をしているか調べていますか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　太陽光発電産業における発電に関連するシステムなどの研究開発、再生可能エネルギーに関連する各種プロジェクトに対する技術的なアドバイザリー業務及びコンサルティング業務などを行っているものと把握いたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ネットによれば、スペインとイタリアをベースに世界各国で事業を展開しているということなんです。

ところで、そのソラリグ・ジャパン・サービシズ合同会社が入居している東麻布２－２１－７ＳａｍｏｎＢｌｄｇ．４階ですけれど、ここには１階と２階にパナマ共和国大使館及び領事館が入居しているようであります。何か関係があるか把握していますか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　ソラリグ・ジャパン・サービシズ合同会社の所在地がパナマ在東京領事館の入居している同じビルとなっておりますが、同社とパナマ共和国との関係につきましては、把握いたしておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、なぜこのことを聞くのかというと、片峯市長が地域の住民の皆さんの切実な思いを受け止めて住民説明会をやろうとしても、また、やらせようとしても、手紙を書こうとしても、相手が誰か分からなければ、仕方がないからなんです。次々に届出を出せば、事業承継ができるのは林地開発だけではないんです。ＦＩＴ法でも次々に渡っていくではないですか、売却して。だから、管理会社がこのソラリグ・ジャパン・サービシズだということなんだけれど、今この瞬間にも所有権移転の話が、売買の話があっている可能性が物すごく高いんです。

こうした中で４点目、昨年の要望書に基づく市の取組ということで戻りますけれど、福岡県の対応はどうなったか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　１点目の要望であります緊急に現地調査を住民と共に行うことにつきましては、福岡県は事業者へその要望を伝えておりますが、工事中の開発地内は危険であるとの回答が事業者よりあったということで、現地調査を住民と共に行うことが実現いたしておりません。

２点目の要望であります住民説明会につきましては、令和３年７月２９日と令和３年１１月２５日の２度、飯塚研究開発センターにおいて開催されているところでございます。

３点目の要望であります事業者主催の住民説明会の開催につきましては、事業者に対する複数回の指導もあり、要望書に記載された期日には間に合いませんでしたが、令和２年１２月１９日に二瀬交流センターにおきまして開催されているところでございます。

４点目の要望につきましては、落石防止対策のため仮囲いを設置し、併せて土堤などによる安全対策を講じた上で、工事を進めていくように指導されております。

５点目の要望につきましては、倒木だけでなく、粉じん、騒音、イノシシ対策等も含め、適宜、現地確認や事業者からの聞き取りを行い、災害防止の対策につき、事業者の対応についての指導や確認が行われております。

しかし、今年５月２０日の降雨の際には、新相田自治会付近で当該事業地からの泥水の流出などが発生、６月には、福岡県の現地確認によりＡ調整池の防災工事の施工中にも関わらず、本工事を実施していることが認められたため、Ａ調整池に係る本工事の中止を指示し、防災工事の早期完了に向け、早急に変更防災計画を提出するよう指示及び変更防災計画に沿った履行について、６月２９日に指導文書が事業者へ手渡されております。その後、７月３０日にＡ調整池の機能検査が行われ、調整池としての基本的機能の確認を行い、８月２日に福岡県は事業者に対して、Ａ調整池側の本体工事に取りかかってよいとの通知を行い、現在、本体工事が進められており、福岡県におきましても、引き続き事業者に対し指導、監督が行われているような状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市長が求めて福岡県が約束した情報共有については、その後どういうふうに改善されていますか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　令和元年９月１７日の市長名の文書による県への申入れ以降は、随時、情報共有を行いながら対応に当たっております。また、情報共有が遅れた場合には直接県庁を訪問するなどし、情報共有の徹底を要望しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その４か月後のことになると思いますけれども、２０２０年１月６日と８日に福岡県がアサヒ飯塚メガソーラーに注意喚起と書いた指導文書を出したのを９月議会で紹介いたしました。これは前年１２月から大規模な森林伐採を始めて、Ｂ調整池を造ろうという流れの中でのことなのですけれども、福岡県はＢ調整池エリアで発生した土砂を外部に持ち出してならないと、その区域外に出してはならないという指導したところ、アサヒ飯塚メガソーラーが話が違うと。森林伐採のエリアについても異議を申し立てて、水かけ論になったというわけです、１月６日。その注意喚起文書を出すときに。これは紹介しました。

重大なのはその後の展開で、結局、８日にもうほぼ同文の注意喚起文書を再交付したんですね。ただし違うのは、Ｂ調整池のエリアの中から土砂を持ち出してはならないと言うのだけれども、どうしても持ち出さなければならないときは、福岡県に速やかに協議することということになっているのです。市長、意味が分かるでしょう。屈服したわけですよ、この業者に、福岡県が。そのことによって何が起こったかというと、彼らの指導文書を見ると、報告文書を見ると、その土砂はどこに行ったかというと、相田団地１８組の山側の森林伐採をしたところ、そこに持って行っているわけですよ。土量は分かりません。それはなぜかというと、福岡県が住宅地側に土砂を持ち込むときは、協議することという指導をしたというレポートを自分で書いているからなんです。これによって、後に土砂災害だとか、土石の落石とかということは、当然推測されるわけです、予測されるわけです。人命に関わる重大情報ですよ。これを飯塚市はいつ知りましたか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　１月６日付の文書では、議員が言われますように、林地開発の許可条件を再確認するとともに、防災工事を適正に履行するよう注意喚起を行った内容となっております。なお、１月６日に県庁で行われた事業者との協議においても、伐採範囲については、適宜協議を行いながら工事を進めるように、福岡県が事業者を指導されております。またその後、福岡県の担当課内において協議が行われ、今後においても、現場の工事の進捗に応じて適宜協議が必要となることが想定されると判断され、防災工事の進行に伴い、やむを得ず新たな伐採が必要となる場合には、遅滞なく県と事業者で協議するように、改めて１月８日に注意喚起文書が出されているところを把握いたしております。実際、事業者が福岡県への確認を行いながら、Ｂ調整池の造成工事が進められていく中で、住宅地側である落石の発生した箇所につきましては、当初の計画においては残置森林ではなく、造成地森林の計画となっており、また、防災工事を実施する中で、当初計画と異なる伐採は行われておらず、防災工事確認後に伐採が行われており、また、盛土も行われていないということを県に確認をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１１時０７分　休憩

午前１１時１１分　再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　このような重大情報を市はいつ入手したのかということをお聞きしたんです。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　申し訳ありません。いつ把握したかについては、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、はっきりとはお答えできないということです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福岡県は住民の生命財産に関わる指導変更を飯塚市に報告しなかった。この事実ははっきりしているわけです。この福岡県については、１番、林地開発許可に関する森林審議会に飯塚市長意見書の本物の代わりに、改ざん文書を提出したことがあります。２番、防災工事を先行するとした開発許可条件に反し、調整池未完成のまま大規模伐採やパネル設置を容認しています。３番、２０２０年１月にＢ調整池エリアにおける発生土は外部に持ち出してはならないとしながら、業者の要求に屈服して、住宅地側における土砂埋立てを認めています。４番、許可条件違反など文書による行政指導に従わない事実があるのに、許可取消しの手続を開始していません。５番、これらによって地域住民が当然に期待した幸福な生活が乱暴に侵されたことが指摘されています。

そこで飯塚市長として県に対し、２つのことを要請してもらいたいと。１番、知事が現地を視察すること。２番、福岡県の担当課の事務に瑕疵がないか内部監査を行うこと。この２点について、強く申し入れてしかるべきと考えます。市長の見解を伺います。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　議員が言われます福岡県知事に対して現地視察を求めること、あるいは事務に瑕疵がないかの内部監査、この２点につきましては、本日の市議会一般質問におきまして、このような要望が出ていることを、県に対して強く訴えていきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　前市長は住民合意のない開発は中止を求めると市議会で態度表明し、森林法に基づく知事からの意見照会に対し、本市のまちづくり計画の基本方針と整合性を図られていないとする意見書を送付しました。飯塚市議会は市民合意がない開発は中止せよと決議を上げています。片峯市長は死ぬ気で頑張ってほしいと言われたが、それぐらいの覚悟で頑張ると住民に約束しました。県に対しては、先ほど経済部長が、ここでこういう取上げがあったということを強く伝えるというふうに言われましたけれど、肝腎要の飯塚市は、市としての住民説明会は行わない。権限があるのに立入調査を行わないという態度を取っているわけです。県にはものを言うけれど、自分はしないというのはどういうことですか、市長、答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　改めて、事業者の複雑さ、それから市、県と事業者との関係等々、再認識した次第でございます。ただ、住民の皆さんが工事の進捗、そして安全性の担保等々について、非常に不安をまだまだ感じているのが現状だと認識しておりますので、今後も現状を把握しながら、市としてできることをしっかりと最大限やっていきたいと思っている次第でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　説明会はやるんですか、立入調査はするんですか、尋ねます。

○議長（松延隆俊）

　発言時間が終了しておりますので、ご了承願います。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、飯塚市としての住民説明会は実施しないということでございます。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　中で協議した答弁を、今、担当部長がしてくれたわけですが、説明会を実施して、単独で実施して、そしていろいろな要望等々、当然出てくると思うのです。それに対して市の権限の範疇の中で、具体的なお答えが非常に難しい。これは事業者の権利、そして県の許可事項であり、そして指導権限事項であるということがありますので、事業者や県の説明と市がそれに同席して、合同でするというような方法であれば、市として開催しても一定の回答ができるものと思いますので、今後検討していきたいと思っています。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１１時１８分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。５番　金子加代議員に発言を許します。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

それでは、私のほうから「ワンストップ窓口について」、「市役所職員の働き方について」、「白旗山メガソーラーについて」、通告に従い質問させていただきます。

まず、窓口サービスにおいては、関連する手続において、市民の方が複数の窓口を行き来する場合があり、どこに行ってよいのか分からなくなったり、時間がかかったりすることがあると聞くことがあります。国はデジタル・ガバメント実行計画の中で、利用者中心の行政サービス改革を徹底し、利用者から見て一連のサービス全体が、すぐ使えて、簡単で、便利な行政サービスを実現することを求めております。本市の窓口サービスの現状について、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　本市では、特に窓口対応が多い部署を本庁の１階及び２階に主に配置し、市民の方が手続に関係する課へ移動しやすいよう、効率的なワンフロアサービスを行っております。一例で申しますと、本市への転入の手続を行う場合、申請書類に必要な事項を記載いただき、市民課で住民登録を行った後に、その方の状況に応じて、必要な手続をスムーズに行えるよう、国民健康保険や後期高齢者医療、また介護保険などの保険に関する手続、児童手当やこども医療等の子育てに関する手続など、それぞれの関係課にご案内するようにいたしております。このように本市といたしましては、ワンフロアサービスを基本として、市民の皆様になるべくご不便のないようなサービスの提供に努めております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　本市はワンフロアサービスを行って、市民の方がなるべく不便を感じないようにしているということですね。では、そのほかに市民の方へのサービス向上につながる取組や工夫はございますか。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　窓口に来られました市民の方に対しまして、手続に必要な事項を分かりやすくお知らせできるように、各種ハンドブックを作成し配付いたしております。

具体的には、子育てについては、妊娠から出産、小学校への入学時に必要な手続やそれぞれの子育ての状況に応じた相談窓口等について記載をいたしました「子育てガイドブック」を作成いたしております。

また、障がいのあるお子さんの支援制度を中心に作成しました「スペシャルサポートガイドブック」、そして障がいに関する相談窓口や支援を全般的にまとめました「障がい者ガイドブック」を作成いたしまして、市民サービスの向上に努めております。

そのほか現在、ご親族の方などがお亡くなりになった場合に必要な手続をスムーズに進められるよう、分かりやすくまとめた「おくやみガイドブック」の作成に着手しておりまして、令和４年度には配付できるように準備を進めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

子育てに関する「子育てガイドブック」、それから障がいのある人たちの「障がい者ガイドブック」や「スペシャルサポートガイドブック」などでサービス向上に努められているということですが、行政手続というのは本当にたくさんあります。最近、死亡や転居などに関しては、できるだけ早くできるようにというようなサービスがそれぞれの市町村にできているように思います。私が知っている範囲で申しますと、別府市にある「おくやみコーナー」というのが大変好評で、視察が相次いでいるということでした。なぜかというと、それは市民が亡くなった方の名前、生年月日、住所などを一度記入するだけで、担当者がパソコンに打ち込んで、それが関連部署にすぐ伝わり、迅速に解決されているということです。市民の方は、今、死亡のことを言いましたけれども、死亡された場合だけではなく、出生、子育て、介護、転居など、様々な市民の暮らしを支える行政サービスは本当に多岐に及んでおります。本庁のワンフロアサービスだけでは到底できないものがあります。その中の一つが、私がこれから話しますごみ集積器具設置補助金の手続です。

では、まずこの目的と内容について教えてください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　ごみ集積器具設置補助金につきましては、一般家庭から排出されるごみを適正に管理し、清潔な環境を確保するため、ごみ集積器具を設置する費用の一部を補助するものでございます。対象となるものは、地域の５世帯以上の方々がごみステーションを設置する場合で、集積器具の価格の３分の２、上限４万５千円を補助金として交付するものでございます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

この手続について、何で私がここでお話しするかというと、ある地域の方がごみ集積器具が大変古くなってしまっている、それで申請に行こうかと思った。それはなぜかというと、近くに高齢者が多くなってしまって、自分たち、若い人たちが、何とかこのまちを住みやすいものにしたい、自分たちもそう思ってやったところ、手続が大変複雑だった。そして環境対策課だけではなくて、ほかの課にもまたがっている。そして、これはその地域の問題ではなく、高齢者が増えているこのまちの、この飯塚市の問題ではないかということを私に提起していただきました。恐らく、ごみ捨てというのは、全ての所帯の方に関わることです。飯塚市は６万世帯あると言われています。そうしたらそのうちの恐らく６万人くらいの方が、週に一、二回はごみ捨てに行かれていると思うのです。だからこそ、その方は自分の問題ではない、この飯塚市を自分たちの手で何とかきれいにしていきたいという思いでされたということで、それで、私がこの問題を考えていくうちに、これはやはり環境対策課だけの問題ではないと思いまして、今回、一般質問をさせていただきました。

では、話を続けます。ごみ集積器具設置補助金の手続はどこが窓口になっているのか、また申請時に必要な書類は何なのか教えてください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　受付につきましては、環境対策課で行っております。したがいまして、クリーンセンターにて申請をしていただくことになります。申請時には申請書のほか、見積書、カタログなど仕様が分かるもの、設置場所の位置図、利用者世帯の名簿、字図、土地占用同意書を提出していただくことになります。そのうち、字図につきましては税務課で交付申請を、また、土地占用同意書につきましては、設置場所が市道や公園などの市の土地の場合は、それぞれの所管課に占用許可の申請をしていただくことになります。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

環境対策課、つまりクリーンセンターに行って手続をするということですね。

それでは、ごみ集積器具設置補助金の今年度の申請状況と占用許可が必要となった件数と、そのための窓口についてお答えください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　今年度の申請状況につきましては１４件、１７基の申請がありました。そのうち、市の土地で占用許可の必要な箇所が９件、１１基です。窓口となった所管課は、財産活用課、土木管理課、頴田支所経済建設課、筑穂支所経済建設課、環境対策課の５課となっております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では、その中で例えば市道にごみ集積器具を設置する場合には占用許可が必要になりますが、その申請の所管課の窓口はどこで、どんな書類が必要なのか教えてください。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　本庁管理の市道上であれば、所管は土木管理課となります。占用申請書以外に必要となります書類につきましては、まず申請場所が確認できる位置図、次にごみ集積器具の設置場所及び面積が分かる平面図、それに申請場所の土地の所有者を確認するための字図、最後に設置するごみ集積器具の大きさや構造が確認できるパンフレット等が必要となります。ただし、市道上にごみ集積器具に限らず、構造物を設置する占用申請の場合、その構造物を設置することにより、交通に支障が生じるおそれがある場合には、占用申請をお断りすることもございます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

お断りする場合があるというふうなお答えでしたが、恐らくそれは当然のことで、結構、市道と言っても、本当に端っこのほうを申請されたりすることのほうが多いかなと思っています。それで申請されているのではないかなと思います。

先ほど、ごみ集積器具の補助金申請に必要なものの名前を一般の人が聞いた場合、結構難しいんです。字図、位置図、仕様書、見積書とか、土地占用許可書とかですね。慣れてくれば全然問題ないかもしれない。だけれども、一般の人からすると大変これは聞きづらい。「仕様書って何。」と思ったら、実はカタログだ、カタログでいいんですと言われる。字図とか、正直やはり聞いたことはないんですね、一般の方はですね。土木管理課に行くと、恐らく企業の人たちが多いので、占用許可に出てくる書類も企業から行かれた方と同じものが、申請された一般の市民の方に渡されるんですね。それが恐らくすごく混乱している。やはり合理的配慮というのが必要になるのではないかなと思います。

先ほど、占用許可をとった窓口の中に、頴田支所経済建設課や筑穂支所経済建設課というふうに出ましたけれども、これ、私、確認なんですけれど、支所がある地区はごみ集積器具補助金申請を支所で行うことができるけれども、支所がない地区、つまり旧飯塚市と言われるところですね、支所がない地区は市民がクリーンセンターや本庁に行かなければならない、こういう状態が起こっていると思うのですけれど、これは実際、本当なのか教えてください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　飯塚地区につきましてはクリーンセンターで受付をしております。その他の地区につきましては支所でも受付ができますが、所管課が、この本庁にある財産活用課が所管しているものとかがありましたら、支所の方であっても本庁のほうに出向いていただくことにもなるかと思います。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

やはり支所で片づく場合もあれば、支所では対応できない場合もあるし、旧飯塚市というか、飯塚地区の方はクリーンセンターに行ったり、また、本庁に行かなくてはいけないということがあるということですね。ということは、結構、やはり飯塚地区の方は、自分が動かないといけないことが多いのではないかなというふうに考えます。

では、今、器具についてお聞きしましたが、ごみ集積場所に関するほかの補助金があれば、内容と所管を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　ごみ集積所に関連するもので、ごみ集積器具設置補助金のほか、環境整備課が所管しておりますごみネット等購入費補助金がございます。これはごみの散乱防止、住環境の美化に努め、地域の環境保全に寄与するため、市民がごみネット等を共同購入する経費に対しまして補助するものでございます。補助率は３分の２、限度額は３千円となっております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

ごみネットとごみ集積器具が２つ、ごみに関して行われるということですけれども、住環境の美化に努めというところは、目的は一緒なのではないかなと思うんですね。よく話を聞くと、ごみ集積器具はパッカー車との連絡があるから、クリーンセンターでやっていかなくてはいけないのだけれども、ネットのほうは、そうではないからそれでもいいというふうにお話をされました。しかし、住民からすると、ネットにしようかな、それとも集積器具のほうがいいのかなと考えるときの相談は、私はどちらでもあって、どちらでもそのまま申請ができるような体制があったほうがいいのではないかなというふうに考えます。

では、ごみ集積器具補助金制度の広報の仕方について教えてください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　広報につきましては、全世帯に配付しております「家庭ごみの分け方・出し方」という冊子や、くらしの便利帳にも掲載をしております。

また、ごみ集積器具設置補助金につきましては、ホームページに、議員のほうからご指摘がありまして、掲載しておりませんでしたので、現在は掲載をしております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

ホームページは早急にしていただいたこと、ありがとうございます。いろいろな、くらしの便利帳等を配付していただいているとは思いますけれども、市民の方がそれを見るかというと、残念ながら見ることはそうないのではないかな、よほどごみをどうしようかと思う人は見るかもしれないけれど、もう少し身近なところで考えられることがあったらいいなと思います。例えば、ごみ集積器具を扱っているようなところで「飯塚市にはこういう制度がありますよ」のような告知をしていただくと、市民の方も、だったらやってみようかなとか思うのではないかと思うんです。やはり、協働のまちづくりというところでは、市民の人ができるだけ市の助成金などを使って、市民の方も一緒に取り組める、取り組みやすい施策を取るのがいいのではないかなと思います。これはごみのことなのですけれど、やはり市民の方に身近に感じてもらう施策をお願いいたします。

今回、市民の方が様々な手続を行うその事例として、ごみ集積器具設置補助金制度の現状を質問してきました。私は３つ問題があるのではないかなと感じました。

１つは、窓口が非常に利便性に欠けているということです。支所がないところにお住まいの方、飯塚地区の方はクリーンセンター内、飯塚の一番端っことも言えるというか、結構遠いところのクリーンセンターの環境対策課に行って、さらに占用許可が必要な場合は、本庁にまた来ないといけない。そこで所管窓口に行かなくてはいけないということがあります。また、そもそも本庁と支所があるところでは流れが違うということも業務整理ができていない問題ではないのかなと思います。

また２つ目は、手続で必要となる書類が大変分かりにくい。市民にとっては、字図とか位置図、構造図と言われても大変分かりにくいし、それがたまたま占用許可で必要なものと器具申請で必要なものが２回重なることがあっても、それを窓口の方が知らなかったりする。流れが頭に入っていなくて、ぶつ切りでは分かるんだけれども、全体の流れを分かられていなくて、市民の方が言っても、よく答えられなかったりするということがあったようです。その流れをまず知って、市民の方が分かりやすい言葉に変えたり、サンプルをお見せしたりするような工夫が必要ではないかと思います。

また３つ目は、先ほども申したかもしれませんが、市民の方のニーズがぶつ切りにされている。私のその知り合いの方が言ったのは、たらい回しではないんです。ぶつ切りなんです。だからとても不安を覚えたんですということを言われました。そのごみ集積器具の書類を聞いても書類の意味が分からなかったり、必要な書類が重複して、さっき言ったみたいに重複していても説明がなかったりする。そういうぶつ切りなところが、大変市民の方からは信頼がもらえないところではないかなと思います。

では、市民の方の移動や混乱をなくすために、窓口の工夫をどのように考えられているでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　市役所全体のこととして、私のほうからお答えをさせていただきます。先ほどから議員がおっしゃっておられますように、ぶつ切りの問題はワンフロアをとっている限りは市のほうが抱えている問題ではございます。そういった中で市民の方がより利用しやすく、分かりやすい手続ができるよう検討をしてまいります。しかしながら、それぞれ所管が許可あたりを管理しておりますが、そういうそれぞれの所管が持っている管理の判断というのも、一方で必要なことでございますので、そういったものを全体で共有しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　まず何より、その連携が必要だと思うんですよね。その連携について、連携を密にすることが大切だと思います。そして、その手続の流れをそれぞれの部署が共有する必要があると思うんですね。先ほど、今回の問題の提起をしていただいた方、市民の方がフローチャートを作っていた。そうすることで自分が分かりやすいからというふうに、すごく謙虚に言われて、「自分からやりたいから作ったんです。もし、これを市役所の方がやれば、もっと分かりやすいものになるかもしれない。」と言われていたのですけれど、その共有の仕方をどのように考えられますか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ご指摘されますように、手続によっては部や課をまたがるようなもの、あるいは本庁においても３階以上のフロアや出先機関で申請が必要なものがございます。このような手続につきましては、関係する部署間で一連の流れ、いわゆるフローを意識して市民の皆様にご案内する必要があると、当然に考えております。この点につきましては、手続ごとの業務フローを再確認し、作成する中で、関係する部署を全て明記し、内容を共有すること、そしてそれを基に、来庁者への市民サービスを行うことが重要であると考えておりますので、今後さらに努めてまいりたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では、この窓口の業務に関わる職員の接遇が大変重要であると思いますが、接遇についてはどのように周知、啓発、研修を行っているでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　接遇につきましては、採用時や市町村職員研修所での研修、また、実際の業務を行う中でのＯＪＴなど、様々な機会を捉えて職員に伝えているところでございます。先ほどの業務フローの作成と併せまして、各所属で職員の接遇は公務員としての当然のスキルであり、現在、職員は一定の水準を備えているものと考えておりますけれども、いわゆるお客様の利便性やニーズに気づくことができる、もう一段上の接遇については、今後も引き続き、職員への周知、啓発及び研修を実施してまいりたいと考えます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　私は今回のごみ集積器具の問題の中で、やはり飯塚市の歴史を感じました。やはり頴田地区や穂波、それから庄内、筑穂、そして飯塚が合併したときのいろいろな難しさが、やはりまだまだ混在しているのではないか、そしてまた、新庁舎ができたときの整理ができてないのではないかと私は考えたので、恐らくこの問題は市民のサービスの問題だけではなくて、働き方にも影響されているのではないかなと思います。もっとフローがしっかりすれば、市民の方もとても気持ちよくできると思いますが、働いている方たちも、もっとその属人的と言われるものではなく、マニュアルがあれば、誰でもできるような流れができると思いますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思っています。

飯塚市の働き方改革推進計画が令和２年にできたと思いますが、その中で職員の働き方の現状と課題がアンケート等により分析されております。働き方改革を進めるために、職員の意識改革、業務の見直し、改善、多様な働きの推進が基本的視点として挙げられていました。その中で、業務フロー、先ほど言われましたが、この業務フロー及びマニュアル化の作成の推進もしっかりと述べられております。市民にとって分かりやすいものはサービスを提供する市役所職員にとっても分かりやすいものになると考えます。

また、国のデジタル・ガバメント閣僚会議の中で、利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くための必要なノウハウとして、「サービス設計１２箇条」というものが示されています。本市としても、この「サービス設計１２箇条」を基にした総合的な視点が必要だと考えます。市長の考えをお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　「サービス設計１２箇条」につきましては、行政による国民、企業に向けたこれまでのサービスが、必ずしも利用者ニーズに沿っているものとは言えないものがあったことから、利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要なノウハウを示したものでございます。利用者ニーズから出発することや、事実を詳細に把握すること、サービスはシンプルにすることなどが明示されております。利便性の高い効率的な住民サービスを提供することは、本市においても必要であると考えております。初めに行政経営部長が答弁いたしましたとおり、本庁舎においては、ワンフロアで完結する部署を低層階に配置してサービスを提供しておりますが、住民サービスをより向上するためにも、ＩＣＴを取り入れるなど業務改善を行うとともに、先ほど来、申しております業務フローや事務マニュアル等の作成を引き続き推進してまいりますとともに、それらを作成するだけでなく、職員自身が市民目線や利用者の立場を意識した上で、次の展開を想像しながら業務に取り組んでいくことが必要であると考えております。こういったことにより、質問議員がご指摘のぶつ切りではなく、各部署の横断的な連携を強化させ、利用者の視点で行政サービスの提供につなげてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

私、あるオンラインの会議で、それこそ内閣府の男女共同参画の方から話を聞いたことがあります。その中で言われたのが、その方は恐らく５０代、私と同級生かなと思われる方なんですけれど、その方が言われたのは、問題は５０代、６０代だ。５０代、６０代が昭和からアップデートされていない。だから３０代、４０代の人が大変迷惑しているんだ。管理職におられる方、恐らく５０代以上です。その方たちが昭和のままで終わるのではなくて、しっかり２０２０年を生きている者としてやっていかないと、３０代、４０代の方たちが大変働きにくい。それをしっかり頭に刻んでほしいと思います。デジタルトランスフォーメーションの推進は、３つの「ワン」が鍵だと言われています。「ワンストップ」、「ワンスオンリー」、「シチズンファースト」です。何より市民のニーズから出発することを念頭に置いて取り組んでいただくことを、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは２つ目です。「市役所職員の働き方について」お尋ねいたします。まずは、本市の職種ごとの男女構成比をお答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　令和３年１１月１日現在で申し上げますと、正職員が男性４９１名、女性３５２名、比率につきましては男性５８．２％、女性４１．８％、任期付職員が男性４名、女性２５名で、男性１３．８％、女性８６．２％、再任用職員が男性６９名、女性１７名で、男性８０．２％、女性１９．８％、会計年度任用職員が男性１８５名、女性５０７名で、男性２６．７％、女性７３．３％、全体を合計いたしますと、男性７４９名、女性９０１名で、男性４５．４％、女性５４．６％となっております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　非常に多くの方が働いているなと思います。合計で男性が７４９名、さらに女性は９０１名、すごい数が、この市役所の中で働かれているんだなと思います。また、これ以外にも多くの方がこの市役所に関わって働かれていることだと思いますが、その中で先ほど、私、少し申しましたが、令和２年２月に働き方改革推進計画を市は策定しています。

まず、その目的を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　働き方改革推進計画の目的といたしましては、「意識・風土改革」、「業務改善・組織運営」、「制度・運用」の３つの改善項目を軸に、先ほどご紹介いただきました「職員の意識改革」、「業務の見直し・改善」、「多様な働き方の推進」を基本的視点とし、ワーク・ライフ・バランスを保ち、多様な人材が活躍できる職場作りを計画のビジョンとし、目指す目的として、よりよい行政サービスの提供をすることといたしております。重要なものは、生活と仕事の相乗効果を生むことであり、その循環がよくなるように計画を推進することとしております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　総務省が４７都道府県と１７４１の全ての市区町村の自治体を対象として、メンタルヘルス、心の健康の不調に伴う休職職員の数や予防策を尋ねる大規模な調査に乗り出すということを言い出したということは聞いておりますが、ここ２年は本当に新型コロナウイルス感染症の影響で業務量が増えた、そういう部署はたくさんあることだと思います。反対に、今までいろいろなコミュニケーションの場があったけれども、それがなくなってしまった。それが起因して悩みを抱え込んでしまったり、場合によっては体調不良を引き起したりするケースが、多々あるのではないかなと考えています。本市の職員に対するメンタルサポートはどのようになっているのか教えてください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　平成３０年４月より、人事課内に保健師を配置し、悩みを抱える、あるいは体調が優れない職員に対して、相談や健康診断後の事後指導等の業務を行っております。相談業務の主なものといたしましては、本庁・各支所での月に１度の定期的な健康相談、採用から３年目までの職員に対する面談、病気休職中の職員及び病気休職から復職した職員へのフォローアップ面談、各職場からの情報を基にした相談など、様々な形で実施をし、職員の悩みや不安の解決に向けて取り組んでおります。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　私が幾つかの市町村を尋ねたところ、かなり、やはり飯塚市は頑張っているなというのが印象としてあります。しかし、心の不調というのは、そんなに簡単に誰にでも話すことはできないのではないかなと思います。だからこそ、日頃からいろいろなケア、周りの人が、専門家ではない、いろいろな人が声をかけていくのが大切なのではないかなと思うのですが、それとはまた少し話が変わるのですけれど、最近、セクハラとかパワハラとかいうような問題もよく新聞等で見られますけれど、飯塚市はそんなことはあってはならないと思いますけれども、その相談体制は、どういうふうになっているのか確認させてください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　職場におけますハラスメント等の防止及び排除に関し、飯塚市職場におけるハラスメント防止等に関する要綱に基づきまして、令和３年４月現在におきましては、１５名のハラスメント相談員を配置し、職員からの相談に応じる体制となっております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

何かあってはいけないのですけれど、いろいろな体制がとれていることに安心をしています。

では、先ほどの会計年度任用職員の方をメンタルサポートとして雇用されているということですけれども、メンタル面でフォローする体制というのは長期にわたることが考えられます。相談に乗る場合には、各職員の性格とか、様々な経歴とか、人間関係とか、そういうものを全て把握することが必要だと考えます。本市には、先ほど申されましたように正規職員の方、任期付職員の方、再任用の方、会計年度任用職員の方、また委託された方、業者の方など、様々な方が働かれています。会計年度任用職員の方には言いにくいということも、もしかしたらあるのではないかなというふうに考えております。何より、相談に乗っていることを個人の問題ではなくて、市役所全体の問題として発言できるような体制、そしてそれを市役所全体の問題に変えていくようなことを考えていかなくてはいけないのではないかなということも考えます。ほかのところを調べたところ、産業カウンセラーとか、産業医とかいう立場の方を継続的に置くというような相談体制をつくっていくところもあったようですが、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　相談業務におきましては、相談しやすい体制を築き、いち早く職員の情報をキャッチすることで、職員の悩みや不安が深刻化する前に予防し、対応することが大変重要と考えております。継続性を持った相談体制ということで、正職員を専門職で配置するということも考えられますが、会計年度任用職員でありましても、継続して任用を行うことが可能であります。現状の職員体制におきましても、十分に連携を取った体制は整えておるものと考えております。また、継続性を持った相談体制の充実という点につきましては、今後、他自治体の事例を検証してまいりたいというふうにも考えております。また、その他の相談体制につきましては、産業カウンセラーではございませんが、本市は産業医の一人として心療内科医の方に健康相談業務を委託しておりますので、職員が随時申し込み、相談できる体制については整えております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

新型コロナウイルス感染症の心の悩みというのは、今ではなく恐らく２、３年後に出るのではないかということも言われていますので、ぜひ相談体制をよろしくお願いいたします。

では、女性職員の働き方についてお尋ねいたします。現在の各役職における女性職員の割合についてお答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　令和３年４月１日現在において、部長級職員が１０名中、女性職員１名で、割合にしまして１０％、部次長級職員が３名中１名で３３．３％、課長級職員が６３名中６名で９．５％、課長補佐級職員が６２名中１９名で３０．６％、係長級職員が１５８名中５２名で３２．９％となっております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では、パーセンテージを教えてもらっていいですか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　女性管理職の地位に占める割合につきましては、課長級以上の職員及び出先機関の所長、園長等の決裁権を有する職員における女性職員の割合を示すものでございますが、令和３年度は８７名中１４名で１６．１％、令和２年度中の同数値である８６名中１３名で１５．１％から１ポイント上昇しており、年々増加していると考えております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　私も少しお調べさせていただきましたところ、令和元年は１４．５％、その前、平成３０年は１３．３％、１３％、１４％、１５％、１６％と、毎年確かに１％ずつ上がっているということですよね。少しずつ、本当に少しずつ上がっているなという感じを受けます。そして、私が調べたところ、内閣府男女共同参画局の「市区町村女性参画状況見える化マップ」というのがございます。そのサイトで調べてみましたところ、各市町村の管理職に占める割合を見ることができます。令和２年度が載っているんですけれど、飯塚市は管理職に占める割合は、そこでは７５人中７名、９．３％と表示されておりました。近いところでは、嘉麻市が２０．５％、直方市１４％というふうにありますが、数えたところ、福岡県６０自治体の中で飯塚市は何番目でしょうか。なんと５２番目です。６０自治体のうち、５２番目ということなんですね。徐々に上がっているとは言え、ほかの自治体と比較した場合、まだまだ低いと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　職員の昇任につきましては、性別の区別なく、各職員のこれまでの職歴や経験、能力、意欲等と、組織上の各役職の役割の両面を勘案しながら進めているところでございます。その結果として、議員が言われますとおり、優秀な女性職員が多数いることから、先ほど答弁いたしました役職付職員における女性職員の割合が上昇しているという結果につながっているものと考えております。他自治体との比較という点において、本市の数値がまだまだ低いのではないかというご意見につきましては、率直に受け止めていく必要があると考えております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

私は女性職員の人数が少ないとか、割合が少ないのが問題かと、そこではなくて、割合が少なかったり、人数が少なくなると女性の意見が尊重されないことが多いんです。そうなると、いろいろな問題が起きてしまう。例えば、自殺の問題、鬱の問題、やはりそういう問題につながっていくからこそ、そのために人数や割合を増やしてくださいというふうに言っているというふうに考えられてください。

ではまず、意欲を考慮されているという答弁でしたが、どのような取組を行ってこられましたか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市の取組といたしましては、近い将来、昇任していくステージにある女性職員を対象としたキャリアアップ研修を、平成２８年度より実施しております。今年度も本市及び嘉麻市、桂川町の２市１町の連携事業の一環として、各自治体で管理監督職として活躍される女性職員を講師に迎え、昇任に対する不安の軽減やモチベーションの向上、組織での活躍等について、前向きに捉える意識の形成を図ることを目的として、７月２７日に研修会を開催したところでございます。また、女性職員の外部研修への派遣や各種セミナーにおける講師の登用など、女性職員が様々な経験を通じて成長意欲を高められることができるような取組を行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

昨日、その前の同僚議員からのお話でも、研修は人権研修やイクボスの研修にも力を入れているという答弁をいただいております。これもやはり大変似通っているなと思いながら聞いております。ぜひ、対象の女性だけではなくて、周りを変えないと、男女共同参画ではないんです。ただ女性だけが頑張ればいい話ではないので、その周りの男性を含めたところで、意識改革をしていただきたいというふうに思っております。ぜひ、取り組んでいただくようお願いいたします。

それから、この問題は最後にしますが、キャリアアップ研修の事前アンケートは、性別に関係なく、管理監督職への意向調査はされているでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　昇任意向調査ということに関しては行ってはおりません。職員の様々な状況を把握するために自己申告といったものを職員には提出をお願いしているところでございます。その中で将来的な昇任に関する質問項目についてはございますので、そちらをもって、職員の傾向については把握をいたしているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

では、これを最後に要望させていただきます。ＳＤＧｓの持続可能な開発目標の中に、ジェンダー平等が掲げられております。ジェンダー平等はどの項目にも必要不可欠なものだというふうに言われております。飯塚市の働き方改革推進計画は第２次飯塚市男女共同参画プランや特定事業主行動計画と連携しているというふうに書かれているのですが、残念なことに働き方改革推進計画の中には、ジェンダー平等や男女共同参画という視点、言葉さえが出てこないということに、私は大変残念な思いがしました。令和４年には計画の見直しをされるということですので、ぜひ、その進捗状況をしっかり精査していただきたいと考えております。

では、次の質問をさせていただきます。「白旗山メガソーラーについて」です。まず、工事のスケジュールについて、分かっていれば教えてください。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　許可権者である福岡県を通じまして、今後の工事スケジュールについて確認いたしましたところ、幸袋地区側、Ａ調整池付近のほうの工事は年内に、その他の雑工事を含めた全体工事は年度内の完了に向け、実施しているとのことでございました。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

どんどん、実は計画は延びています。初めは６月には終わる予定だったと思うのですけれど、どんどん延びて、９月議会では、年内、つまり今月終わる予定だというのが、今度は年度内というふうに延びているということです。安全性を担保しながらされているというふうに、いいふうには聞こえますけれど、その分、市民の方たちの不安は、やはり募る一方だと思っております。

では、この完了が年度内に行われるということであれば、早くて４月から本格的な事業が開始されますけれど、その後２０年間、事業が開始されます。この間に市民の方たちの不安は大変大きくなるのではないかなと思います。今でも大きいけれど、それが２０年間やはり続いていくし、その２０年後も、果たしてそれがなくなるというような保障も今のところはないのではないかなと思います。

１１月２５日に県の主催する話合いがありましたが、その中で県は、締結まで責任を持っていくというふうに言われております。市の考え方を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　本市の対応といたしましては、飯塚市自然環境保全条例第１３条第１項で「事業者は、事業活動に関し、周辺住民から生活環境を保全するための協定の締結を求められたときは、その締結に努めなければならない。」となっており、同条第２項では、「市長は前項の協定の締結に関し、双方又は一方から調整の申出があったときは、これを行うものとする。」となっておりますので、これにのっとって、本市としましても、対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　先ほどの同僚議員の質問、そしてその答弁の中で―――。

○議長（松延隆俊）

発言時間が終了しておりますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午後　１時５０分　休憩

午後　２時００分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。１２番　江口　徹議員に発言を許します。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　江口でございます。今回についても、「オートレースについて」お聞きいたします。このオートレース、今年度予算の中で総額３６億円のメインスタンド建て替え事業が含まれています。今年度から令和７年度までの５年間。しかし、いまだ累積赤字がある中で、これほど巨額の設備投資を行うべきかどうか疑問に思い、３月議会の賛成討論の中で注意喚起を行いました。そしてその後、６月議会、９月議会と一般質問で取り上げました。あれから３か月がたちました。改めて市長の考えをお聞きします。メインスタンド建て替え事業について、一旦中止し、再検討すべきと考えますが、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　９月議会の一般質問の折に、整備事業について改めて考えていただきたいというふうにご要望をいただきましたけれども、９月議会での答弁と同じ答弁となりますが、予算審議において本事業への賛同をいただいており、また、事業規模については、現状の入場者数をコンパクトなものとしており、さらにスケジュールについては、関係団体と密に連携を取り、他場の開催との調整を図り進めている事業であること。さらに調整外の事象が生じた場合に、他場での開催に支障を来すのみではなく、選手のあっせん回数や包括委託先であるトーターの業務、場内食堂や情報協会の営業など、その影響範囲が多岐にわたること。このような問題が生じることが想定されるために、現時点で事業を見直すとの結論には至っておりません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　市長、同様ですか。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　担当所長がお答えしたとおりであります。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　では、変わりがないということですが、この間、９月から今日に至るまで、市長、副市長から何らかの検討の指示があったのかどうか、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　指示のほうはあっておりません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

では、市長にお聞きします。９月から今日に至るまで指示はないということですが、何らかの検討を市長としてされたのかどうか、誰かにご相談されたりとか、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　先ほど公営競技事業所長が答えたこととやや重なるかもしれませんが、本事業については、包括民間への業務提携を行う段階において、事業継続という方向性が、執行部、そして議会との間でなされ、今日の事業に至っていること。そして、この事業について、多くの事業者や従業員の方が関わっているものであること。また、本市の特色として、オートレースというものが位置づけられていること等々を考えまして、この事業の継続を、私も図っていきたいと思っておりますし、そう考えたときに、本計画は必要なものというように考えているので、もうこの計画段階において再検討するということは、他場との関係、関係者との関係を考えた上でも、するべきではないというように判断をしているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今ご答弁があったのは９月の答弁のそのものですよね。そして今お話しになったのは、そういったことがあるので、さらに再検討すべきではないと考え、９月から今日に至るまで市長としては、何ら考えを変えたこともないし、検討もしていないということでよろしいですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　市長の頭の中をお聞きしたのですが、所長がお答えになって、市長がお答えにならないというのは、同じことであると理解して話を進めます。

それでは改めて、レースの概略についてお聞きいたします。売上げの推移、入場者数の推移等も含め、現状に至るまでの経緯について、改めてお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　まず、売上げの推移でございますけれども、直近３か年、平成３０年度から令和２年度までの数字でお答えさせていただきます。まず、売上げの推移でございますが、平成３０年度が１４５億７００万７千円、令和元年度の総売上げが１５４億２８４２万６７００円、昨年、令和２年度の売上げが２０７億５９６６万８４００円というふうになっております。

入場者数の推移でございますが、平成２９年度が１８万５１３１人、平成３０年度が１６万９４７５人、令和元年度が１３万９４２９人、昨年度が７万２１７人というふうになっております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ごめんなさい、私の聞き方が悪かったです。６月議会の中で、このようにお答えされています。オートレースについては、昭和３２年２月にダートコースで開設され、３２年度では４４万６千人が入り、売上げは１４億８５００万円だったと。４２年１０月に現在地へ移転し、その後、入場者数、売上げともに順調に伸びると。入場者数は昭和４９年には１５２万人と、売上げについては平成３年度の４２４億８５００万円がピークだったと。右肩上がりに伸びていったと。ところが、その後、入場者、売上げともに下降をたどり、入場者数は令和元年度１３万９４２９人、売上げは平成２５年の１０４億９千万円で底を打つんだと。入場者数はずっと下がってきたと。たしか令和２年の数字も７万人ぐらいだから、入場者はずっと右肩下がりですよね。片一方で、売上げについては４２４億円まで上がったんだけれど、それからずっと下がってくると。平成２５年に１０４億９千万円、これが底だったと。それからやっと少しずつ戻ってきて、今、包括的民間委託をしている中で、赤字の解消に努めているというふうな形だったと思います。結構、スタートして、順調に伸びたんだけれど、それからずっと下がってきたと。片一方で、売上げについては、何とか底を打って上り基調にあるということですよね。その包括的民間委託導入以降の売上げと、それと赤字、黒字の状況についてお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　包括的民間委託を始めたのが平成２７年度からになります。その前年の平成２６年度におきましては、売上げは１０５億２２８５万５６００円に対し、単年度収支としましては３億８７００万円の赤字ということになっております。包括的民間委託を行った年であります平成２７年度は、売上げのほうが１０７億４３９７万１６００円に対しまして、この段階で単年度収支のほうは１億８２９８万８４４５円の黒字ということになっております。その翌年でございますが、包括的民間委託の２年目、売上げのほうが、平成２８年度ですが１３６億８０２１万５２００円、単年度収支につきましては３９４２万７０６５円の黒字ということになっております。続きまして、翌年の平成２９年度、包括的民間委託の３年目でございますけれども、売上げのほうは１４０億２８１８万７８００円、単年度収支につきましては黒字、金額は１億４５１万６８２０円の黒字ということになっています。平成３０年度につきましては、売上げについては先ほど申しましたとおりで、単年度収支につきましてはこの年が７１８０万４７７１円の黒字。翌年、５年目であります令和元年度につきましては、売上げにつきましては先ほど申しましたとおりで、黒字額は７１８０万４７７１円。令和元年度につきましても、売上げは先ほど申したとおりで、黒字幅は７４２８万６３８７円。令和２年度、売上げは先ほど申しましたとおりで、黒字幅は２億９０６８万１２６６円。包括的民間委託を始めて６年間で７億６３７０万４７５４円の黒字ということになっております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　累積赤字は２６年度末で１７億９２００万円ですね。これ以上の赤字はもう駄目だ。なので、どうにかしなくてはいけないというところで、包括的民間委託をするわけです。ある意味、最後の頼みの綱ですよ。それでお願いをしたと。ありがたいことに、それが順調にきていて、１７億９千万円あった累積赤字が、やっと今、令和２年度決算の中で十億円ちょっとまで減ってきた。これが現状ですよね。

ところが、やっと減ってきたんだけれど、ところがここで、３６億円のメインスタンドが出てくるわけです。今回の建て替えを選んだ経緯はどうなっているかというのをお聞きしました。その中で６月の答弁はこういった形です。メインスタンドは昭和４２年２月に竣工し、平成２７年度に耐震診断を行い、耐震補強が必要だということが分かったと。耐震改修工事を行い、再利用することも検討したけれど、観客席やお客様が使用する通路に耐力壁や筋交いが入ることにより、観覧されるお客様に対し支障が生じることになると。また、建設時より５０年以上経過しており老朽化が激しいため、耐震補強工事のみではなく、全面改修工事も必要だと。しかしながら、改修工事を施しても、躯体の耐用年数が延びないこと。また、入場者数が減少していることから、面積を小さくしコンパクト化を図ることにより、今後の維持管理経費を抑えることを目的として建て替えるという判断に至ったということでした。ところが、この説明の中で、耐震改修を行っても、筋交いとか入って、観覧するお客様に対して支障が生じるというお話があった。９月で、ここについて、どのぐらいのお客様が迷惑を被るんだという話を聞いた。そうすると、観客席に座っているお客様に対して支障は生じないということだったんです。６月では支障が生じるんだということだったけれど、実は観客席に座っている方に関しては支障が生じませんでしたということだった。片一方で、改修工事を施しても躯体の耐用年数が延びないという話がありました。これはどういうことかというふうな形で、９月で改めてお聞きしました。そうすると、出て来たのは、コンクリートが鉄筋まで中性化が進んでいて、そういったことで躯体の耐用年数が延びないんだというお話でした。これは間違いありませんか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　実際、耐震診断につきましては、耐震補強というのが建物の形や剛性、またコンクリートの強度などにより結果が変わってくるものではございますが、耐震診断は、建物の形、剛性、コンクリート強度等を調査し、その調査により耐震補強が必要かどうかを判断し、補強が必要であれば、調査結果を基にどのような補強が必要かを計画します。

今回の第１スタンドでは、コンクリート強度というのは設計基準強度を下回っているが、低強度コンクリートになっていない。また、コンクリートの中性化や経年劣化を考慮した耐震補強計画としており、出されたこの計画というのは、耐震補強計画としては妥当であるというふうな認定のほうはいただいておりますけれども、コンクリートの中性化というのは進んでおり、耐用年数が延びるということではございません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　９月ではそう言われたんですよ。調査の結果、コンクリートの中性化が鉄筋まで進んでいることから、耐用年数が延びることはないと判断しておりますとありました。ところが、改めて耐震診断書をずっと読んだんです。私が読む中では、中性化が鉄筋まで進んでいるというのは、私は見つけきれなかった。なので、耐震診断の書類を建築関係の方にも見てもらいました。これで中性化が鉄筋まで進んでいるというのが読み取れますかというお話をしたんです。いやいや、これは読み取れないよということなんです、その方が言われるには。片一方で、ずらっと世間を見回すと、鉄筋コンクリートの建物で５０年どころか８０年、１００年という建物はいっぱいあるわけです。それはもう皆さん御存じのことだと思います。

では、市はお金がないという中で、公共施設をどうしようと言っているかというと、６月の一般質問の道祖議員のサン・アビリティーズいいづかに関する質問の中で、このように答えられています。答えられたのは行政経営部長、「この公共施設の在り方に関する第３次実施計画につきましては、現在このサン・アビリティーズいいづかは更新時に移転をする方向性を示しております。ただし、まだこの施設としては、実際に使用も可能な施設でございます。行財政運営を考える際に、公共施設の在り方については、長寿命化を今後推進していきたいというふうに考えておりまして、そのような視点から、まだ使える施設につきましては、長寿命化を図っていきたいという方向性で考えております。」と答えられます。それに対して道祖議員が、「３８年経過している建物ですよ。長寿命化というのは何年延ばすつもりですか、１００年ですか。」とお聞きになられます。それに対して行政経営部長は、「長寿命化に関しては８０年を基本として考えていきたいというふうに思っております。」これが答弁なんです。やはり、行政としてお金がない中で、施設をいっぱい抱えて、どうやろうかといったときに、ＲＣ、鉄筋コンクリートの建物、５０年と思っていたかもしれない。今まで５０年で建て替えとかやってきたかもしれない。ところが、もうお金はないんだ。５０年を何とか延ばせないか、手入れしながら延ばせないか。１５０年を一つのスパンとして考えると、５０年で建て替えをすると、３回建てなくてはいけないわけですよ。ところがこれを８０年でやると、２回建てれば済むわけです。維持管理コストとしては、やはりそちらのほうがメリットはあるので、そうやって長寿命化をしたいというふうに考える。これは市としての考え方です。

振り返って、このメインスタンド、耐震改修の計画はきちんと通っているわけです。県としてはこれで十分だよという話です。だけれども、それに対して、中性化が鉄筋まで進んでいるんだから、これは無理なんだという話をされる。だけれど、そこの部分は、耐震診断からは読み取れない。専門家に聞いても、そんなのは書いていないと思うよと言われた。市長、この部分に関して、どうしようとかいうことに関して、検討されたりしましたでしょうか。いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　コンクリートの建物の耐用年数でございますけれども、日本建築学会発行の建築物の耐久計画に関する考え方の中に、鉄筋コンクリート、ＲＣ造り、鉄骨鉄筋コンクリート、ＳＲＣ造りの望ましい目標耐用年数は、高品質の場合、これは計画的な保全をしている場合でございますけれども、下限値で８０年、普通の品質の場合、計画的な保全はしていない場合は５０年というふうになっております。こういったことから、さきの行政経営部長のほうの答弁につながっているものと思われますが、一方、レース場につきましては、現在まで計画的な保全をせずに、既に５４年が経過した状況でございますので、同じコンクリート造りの建物といっても、かなり状況が違うというふうに考えています。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　状況が違うと言っても、実際に耐震診断をして、その上で計画を立てているわけですよね。そうすると、当然、耐震改修をして５年でもうだめですよという形にはならない。ある程度長期に使えると考えるのが妥当ではないかと思います。レース場に関しては、ほかにも施設があります。大きなもので心配しているのが、第２スタンドと選手宿舎です。こちらは２つとも耐震に関しては問題があるというお話でした。６月、９月に関しては、これに関して試算をしていないという話がありました。現状においては、何らかの試算ができましたか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　９月議会での答弁と同じような内容になりますけれども、費用的な試算につきましては当然必要とは考えております。しかしながら、まずは今後のレース場の在り方や、施設整備等を盛り込んだ基本構想といったものを策定する必要があり、費用面についてはこういった基本構想を基に算出されるものとなりますので、現時点において費用算出は行っておりません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　前回、そうやって答えられたんですよ。そのときに言ったんですよ。いや、おかしくないですかと。メインスタンドを建て替える前にそれを作っておくべきでしょう。経済建設委員会の中でも、きちんと計画を作ってよと。委員さんの質問もあっていますよ。早く出してと。心配する中で、メインスタンドの建て替えは必要かもしれないけれど、片一方で心配なんだと。そういった計画を早く出してくれないと、私たちも心配だから、やってくれという話だったんだけれど、いまだにその計画はないんです。レース場として、その資金繰りというか、そういった整備計画というか、経営計画はないのかと思い、情報公開請求をしました。でも、そうすると、情報公開請求で出てきたのは、経営計画はないんだと、市としての独自の経営計画はないと。出てきたのはこれです。小型自動車競走運営協議会のオートレース中期基本方針、これは全国の５場での計画です。あるのはこれだけである。飯塚オートとして経営計画というのはない。これで間違いないですよね。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　飯塚オートレース独自の経営計画というものはございません。これにつきましては、他場についても同様ということで確認をとっております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　他場においてはないというお話だったんだけれど、こういった施設改善とかいうことの計画というのは、いろいろなところで作ったりしているんです。経営計画的なものをやっているところは多いんです。いろいろなものを見ました。そして、他場での施設改善の部分も調べました。例えば川口市は令和２年度から市への繰出金をしなくなりました。ある意味、川口市は伊勢崎市と並んで稼ぎ頭ですよ。ここが何で繰り出しをなくしたかというと、耐震及び老朽化した施設の改修を目指して、今後しばらくの間、市への繰り出しをなくし、基金への積立てを行っていくというわけです。ところが、令和２年末でも、川口市は基金で２９億円積んでいるんです。その中で、５号館を２３年度以降に解体すると、２号館も使用を中止すると。なぜやっているのかということに関しては、施設改修に当たっては、主な財源として公営競技事業運営基金を活用しながら進めてまいりますが、基金を活用して進めてまいりますなんですよ、ここはね。全部の財源を全て基金で賄うことは困難だと。だから、早急に財源計画を含めた施設整備計画を策定の上、基金のほか、国庫補助金や地方債などを活用して事業を進めてまいりたいというんです。

伊勢崎市については、運営基金は約５億円あると。そして、片一方で、ここは選手宿舎に関して、改修費約８億円を、そしてまたレース関連経費等々を含めて１５億円を目標として積み立てると。浜松市、今、メインスタンドの建て替えをやっています。これは約２０億円なんです。でもここは、財源は積み立てた基金でやるんです。小型自動車競走事業基金、令和２年末で２０億３０９７万円あると。ここは繰出金についても５千万円出していると。きちんと造るにしてみても、ちゃんと市へ貢献しながらやるんです。ほかの、例えばボートだとか競輪とか見ても、いろいろなところで経営計画があります。尼崎市はボートレース事業経営計画、現在は６０億円を内部留保し施設改善とかをやっていくと。立川競輪場では施設改修基本計画、４０億円の分を作っています。ただ、繰出金に関しては、ちゃんと平成１７年以降、１千万円というふうな形で、ちょっと下げていますけれど出してきているし、平成２７年以降は１億円出してきている。

振り返って、飯塚市が、このメインスタンドをやることが、本当にいいのかどうか。６月、９月の一般質問で分かったのは、これを造ると二十数年、繰出金がなかったオートレース事業が、これから先２０年も繰り出しをしないという、令和２３年度は、おおよそのめどというふうな形の答弁だったかと思います。それは間違いないですよね。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　全額起債借入れという形で行った場合は、間違いございません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　片一方で、先ほど言ったように、選手宿舎であったり、第２スタンドという大きな投資も考えられるわけです。選手宿舎、他場を見ると、川口市が１００億円オーバーでした。これはほかの施設と複合の部分なので、大き過ぎるとは思いますけれど、それにしてみても、先ほど紹介したように、ある場では８億円というところもあります。でも、やはり１０億円近いお金を確保しなくてはいけない。第２スタンドも当然のことながらかかるとなると、２０年稼がないのが、また延びるというのが見えたのが９月なんです、質問の中で。こうやって２０年稼がなかったのが、これから先も２０年、そしてさらにもう少し稼がないというのが見えている計画を進めることは、市長としていかが思われますか。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　まず、２点にわたって私の見解を述べさせてください。

どう思われますかということを先に答えます。今、やめるという決断をすることのリスクを考えます。と言いますのが、先ほど他場の案件についてご紹介いただきました。私もこういう計画を立てるときは、そうするべきだと思いますので、こんなことを言ったら先輩たちに申し訳ないですが、もうかったときは市でじゃぶじゃぶ使って、見通しなくやってこられたのかと正直思います。何でそのときに、やがて必要になる分を、基金という形ででもためておかれなかったのかなと、単純に思いますが、そんなことを言っても仕方ないので、今の現状で対応をするべきだと思います。それが一つです。

現状で対応するということを考えたときに、実は改修だったら、これだけで済むじゃないか、改修すればいいじゃないか。５０年だの８０年だのというやり取りを聞いて、僕は学校建設のときに、随分同じ悩みで試算をし続けたので、経験があるのですが、今回、大規模改修をします。かなりのお金が要ります。恐らく２０億円ぐらいかかると思います。でも、それからまた２０年すれば、耐用年数が来るんですよ。そのときに今度は建て替えないといけないようになるんです。後でさらにお金が要るんです。トータルで考えると、今、もうそれを考えると、改修するほうが安いんです。そして、なおかつ規模を縮小することで、今までの本場入場者の現状に応じた規模にすることが適切だと、私は判断をしております。

総括して述べさせてください。これからこういうことも必要なのではないかとおっしゃっていることは同感です。私もそう思います。選手宿舎を見るにつれ、このままではいかんという思いを持っていますので、それについても何とかせんといかんとなると、今後しっかりと必要なことについては、試算をさせていきたいと思っておりますし、それも含めた形で、今後、できるだけ早く、もともとスムーズにいかないのは１７億円の借金があったからです。やめるとなると、１７億円の借金を返さないかん。今働いている方々、そして事業者に対して、責任を持って弁済もせんといかん。そういうことまで考えると、しっかりと今後必要なことを試算させ、そして経営計画、運用計画等々をしっかりと立てるとともに、オートレースがさらに飯塚市にとって魅力的で、多くのファンを獲得し、売上げが伸び、今、質問者がご心配されているようなことにならないように努力を、担当部署共々にしていきたいと思っています。

○議長（松延隆俊）

１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　学校建設と決定的に違うのは、日常的に必要かどうかです。学校は子どもたちがいて、絶対必要ですよね。オートレースのメインスタンド、絶対必要ですか。オートレースのメインスタンド、絶対必要ですか。今、クローズしていますよね。令和２年、１年間使っていないわけですよ。ただ、耐震の問題があるから、本来であったら近くに人がいないほうが望ましい。そしてまた、一番上で仕事をしておられる皆様方、そこの安全を考えると、何らかの補修は必要である。そのとおりだと思います。ただそれは、２０億円かけなくてはならないものかどうかです。極論をすると、耐震改修だけをやって、そしてまた一番上の選手会とか皆様方がやっている、審判の皆様方がやっておられるところの部分とかに関しては手を入れる。その中で、下手をすると観客席については、屋内の観客席は要らないかもしれません。下のスタンドの部分、ここは上の安全性が確保されると、そこは使えますよね、屋外の部分。そういった形すら考えられるわけです。２０億円、全部空調まできちんとやろう、何もかもやろうとすると、やはり２０億円かかるかもしれないんです。

ところが、ある意味、大きく諦めることをすると、全然違う姿があり得るわけです。言われるように２０億円かけて改修して、そしてまたとなると、それはお金がかかります。それについては私も賛成いたしません。だけれど、考えなくてはならないのは、そこがきちんとお金を生むかどうかです。６月の一般質問で分かったのは、昨年の利益から考えると、昨年のオートレース本場入場者の売上げから入ってきた利益から考えると、２００年返済にかかるということです。そして、その利益は、実際にメインスタンドを使っていない、本場に来て車券を買っていただいたお客様の利益です。メインスタンドから生まれた利益ではないんですよ。本場という、あそこの売場で売れただけなんです。売れ方が変わっている。それに関しては６月にお話をしました。本場での販売は、コロナ前の２０１８年の数字でも、わずか１割です。昨年の分に関しては３％です。ほとんどがネットになってきていると。昔はデパートでお客様を集めて仕事をしていたかもしれないんだけれど、デパートにみんないろいろな物を買いに来ていたかもしれないんだけれども、だんだんデパートにお客が来なくなったわけです。一生懸命、外商で今稼いでくれているわけです。外商で稼いでくれていたのが、それからもっとネットで稼いでくれるようになったわけですよ。そのときに、外商やネットで稼いでくれるようになった利益を使って、デパート本体、ここでの売上げがないのに、デパートをきれいにしますか、さらにきれいにしますか。そんな企業はない。これから先、ネットであれば、ネットでこれから先もっと売るにはどうしよう。そこに力を入れるわけです。もう無店舗販売に変わるわけです。売り方が変わるわけです。そうやって変えるべきだと思っています。

改めて、そこを考えて、まだ時間があります。確かに一部の工事は始まりました。公募も進めているままです。だけれども、最後の契約はしてないんです。やはり思考停止になるのが一番悪いと思っています。いろいろな選択肢を考えた上で、その中で、何が一番いいんだろう、それを選択する。それもオープンにし、できるだけ多くの皆さん方とお話をしたら、アイデアも出てくるのではないかなと思うんです。その点で、先ほど庁議もあってないし、それから先考えていなかった、思考停止が一番悪いんだと思っています。やめる決断も必要だと思っています。

群馬県に太田市があります。ここは２０００年になる前に、役所の建て替え計画があったんです。２３２億円、２１階建ての新庁舎の建設を計画、工事が開始されていました。だけれども、これはちょっと無理だよ、豪華過ぎるよと思った方が、市長選に挑戦をして、この費用を下げると。建設途中だけれど、これを止めてでも、費用を下げると言って、市長に当選します。そして、どうなったかと言うと、１０か月以上にわたって中止したんだけれど、現実には、１２階建ての新庁舎になります。２１階建てが１２階建てになり、費用は２３２億円から１５８億円に変わります。やり始めてでも変えられるんです。今、それこそ子育て世代の臨時特別給付金、話題になっていますよね。現金５万円と、それとクーポン５万円という話をやっていますよね。補正予算が用意されているというのはネットで見ましたけれど、これね、まだやっていないから変えられるわけですよ。同じように、政府でも、やり方が変わるかもしれない。自治体で実情に合わせて変えてもいいよということすら出てきた。現実に何がいいのか。だって、レースとは、稼いで市民の福祉に役立てるための施設ですよ。それが稼がない。こんなひどいことはない。だったらやめたほうがいいじゃないかという話すら出てくる。６月のときに、例えば工業団地にしたら、住宅にしたらという話もしました。金額、数十億円の話でしたよね。なおかつ、そうやってなると、固定資産税も入ってくるわけですよね。工業団地がないんだという同僚議員の質問もあっていました。まだ時間はあります。オートレース場は隣の鯰田工業団地とほぼ同程度の大きさなんです。地理的にも駅が近い、住宅もあり得るかもしれませんし、大きな店舗かもしれない。イケアができる前、うちの妻はイケアができてくれればいいのにと、それはレース場ではなくて、鯰田工業団地なんですけれど、工業団地を造るよりイケアを持ってきてくれればいいのにという話をしていました。まだ時間があるので、もう一度しっかりと、柔らか頭で考えていただきたい。そのことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　２時４６分　休憩

午後　３時００分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後５時まで延長いたします。２７番　道祖　満議員に発言を許します。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　質問通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、「地域とともにある学校について」質問をしてまいりたいと思っております。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

ここに、地域学校協働活動ハンドブックというものがあります。平成３０年１月発行、文部科学省生涯学習政策局から出ているものです。このハンドブックの初めに、平成２７年１２月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が取りまとめられました。この答申では、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備することや、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一層の推進を図ること等が提言されています。

また、文部科学省では、本答申等の内容を推進していくため、具体的な施策と工程表をまとめた「『次世代の学校・地域創生』プラン」を平成２８年１月に策定しました。さらに、平成２８年１２月に中央教育審議会において、平成３２年度から、小学校及び特別支援学校小学部からの順次実施に向けて、次期学習指導要領の改善及び必要な方策等について答申が取りまとめられ、社会とのつながりを大切にした「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。

これらを受け、平成２９年３月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動を推進する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し、地域住民と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定が整備されました。文部科学省では、本法律改正を踏まえ、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう推進しています。このように記されております。これはなぜ、こういうことを今述べさせていただいたかと言いますと、ちょっと時系列をはっきりさせたいから、ここ今、書いている内容を読み上げさせていただきました。

　それでこれから具体的な質問に入りますが、ただいま、ここに書いておりました、今述べましたように、文部科学省は平成２８年１月に次世代の学校・地域創生プランを策定しておりますが、その内容は御存じでしょうか。御存じであれば、その内容はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　文部科学省において、平成２８年１月に策定されました次世代の学校・地域創生プランは、子どもたちが自立して活躍する一億総活躍社会の実現と、地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地方創生に取り組めるよう、中央教育審議会答申の３つの答申の内容の具体化の推進を目指すものでございます。

中教審の３つの答申の内容といたしましては、１つ目が、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について。２つ目に、チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について。３つ目に、これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について、学び合い高め合う教員養成コミュニティの構築に向けてとなっており、教育のための社会の理念について述べられております。

一億総活躍社会の実現と地方創生の推進につきましては、学校と地域が相互に関わり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとの考えの下、３つの答申の内容を実現するため、学校・地域がそれぞれの視点に立ち、次世代の学校・地域を両者一体となって体系的な取組を進めていくというものになっております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　次世代の学校・地域創生プランの目指す方向を答弁していただきましたけれど、具体的な取組施策のうち、次世代の学校創生について、どのように示されているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　次世代の学校創生におきましては、１つ目に地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革といたしまして、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む地域と共にある学校を目指し、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなる取組を一層推進し、学校と地域との組織的、継続的な連携・協働体制の確立。２つ目に、学校の組織運営改革といたしまして、複雑化・多様化する学校の課題への対応や子どもたちに必要な資質・能力の育成のための教職員の指導体制の充実に加え、学校において、教員が心理面や福祉等の専門スタッフと連携・分担する体制の整備、及び学校のマネジメント機能の強化により学校の教育力・組織力を向上させ、学校が多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる場となるようにすること。３つ目に、各学校の教育環境に即して、充実した教育活動ができるよう、社会に開かれた教育課程を着実に実施する環境の整備を行うとともに、大量退職、大量採用を背景とした若手教員への知識・技能の伝承の停滞を克服するため、養成・採用・研修の一体改革を進めると示されております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では次に、次世代の地域創生については、どのように示されておりますか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　次世代の地域創生におきましても、１つ目に地域と学校の連携、協働の推進に向けた改革といたしまして、地域と学校の連携の下、幅広い地域住民等が参画し、地域社会で学び合い、未来を担う子どもたちの成長を支え合う地域をつくる活動を全国的に推進し、高齢者、若者等も社会的に包摂され活躍できる場をつくるとともに、安心して子育てできる環境を整備することにより、次世代の地域創生の基盤作り。２つ目は、地域が学校のパートナーとなるための改革といたしまして、地域学校協働本部と学校との連絡調整を担当する人材の配置促進や、地域学校協働活動を推進するための学校開放の促進等を通じて、地域が学校のパートナーとして子どもの教育に関わる体制を整備することにより、教員が子どもと向き合う時間を確保できるようにするとともに、次代のふるさとをつくる人材の育成や、持続可能な地域創生の実現。３つ目に、地域と連携・協働する教員の養成研修等といたしまして、教員が地域との連携・協働を円滑に行う上で必要となる資質・能力を育成するための養成・研修を行うとともに、地域住民と児童生徒が共に、地域の課題解決に向けて協働する活動を推進することにより、地域を担う人材を育成すると示されております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　３つの答申への本市の取組はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本市におきましては、まず市内小中学校では、地域と学校の連携・協働に向け、本年度に導入を予定しております上穂波小学校を含めまして、１０校が学校運営協議会を設置し、学校運営に関し、保護者、地域住民等によるコミュニティ・スクールを導入しております。また学校の組織運営の改革として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職員を配置し、児童生徒や保護者の心理面などにつきまして、児童生徒を取り巻く環境に焦点を当て、問題解決に努めております。さらに、教員制度の一体改革として、教職員の資質向上に向け、教員研修計画の整備やメンター方式を活用した人材育成に努めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では、学校運営協議会はいつ、どこで、どういう形で開催されておりますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　学校運営協議会では、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校作りを進めております。運営方法といたしましては、各学校様々でございますが、年度当初に学校運営の基本方針の承認に係る協議、年度末に学校運営についての評価に係る協議を行い、その他、年間の取組につきまして、必要に応じて協議を行っております。委員のメンバーといたしまして、当該学校の校長、教職員のほか、地域の住民の方の代表、保護者の代表、学識経験者等から構成されているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　市内小中学校は全校で２９校あるはずですけれど、なぜ１０校でしか設置していないのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成２９年３月に一部改正され、学校運営協議会を教育委員会が設置するよう努力義務とすると示されました。現在、コミュニティ・スクールを導入している市内の小中学校は、予定されている上穂波小学校を含めまして、１０校でございますが、地域との連携という点では設置されていない学校につきましても、学校評議員が全ての学校に置かれており、地域と共にある学校としての活動を進めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、学校運営協議会は教育委員会が設置する努力義務とすると示されたということでしたけれど、それでは、ほかの１９校は努力しなかったということなのか、お尋ねします。

それとともに学校評議員がいるから、地域と共に活動しているということをおっしゃいましたけれど、学校評議員と学校運営協議会、法律の言う学校運営協議会、機能は同等のものなのですか、その点、２点お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　学校評議員と学校運営協議会は別物でございます。それから設置していない学校につきましては、先ほど申しましたとおり、学校評議員が十分に役割を果たしていたりするわけでございますが、今後は設置の方向で努力していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　学校評議員と学校運営協議会は全く違うものだと思います。あなた方がちゃんと飯塚市学校評議員運営要綱というのを設置していますよね。その中で学校には５人置くというふうになっていますけれど、学校運営協議会のメンバーは、それに限らないわけですから、絶対違うものですよ。だから、やはりここは努力していない、今後努力する必要があるというふうに思いますけれど、どうでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　努力する必要があると思います。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では具体的に学校は何を地域と連携・協働しているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　新学習指導要領では、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという理念の下、学校と社会が共有し、連携・協働しながら社会に開かれた教育課程を重視しております。そこで、各小中学校におきましては、社会参画、社会貢献意識の育成の取組といたしまして、地域解決型学習や郷土学習、地域の産業や職場体験学習等の計画、小学生の登下校の安全確保のための見守り活動や花壇整備等、地域と学校が連携・協働した取組を進めております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　民生委員・児童委員の一斉改選に伴う推薦の協力要請があっておりますが、民生委員法で民生委員について定められておりますけれども、どのように定められているのか、お尋ねします。また、児童福祉法において、児童委員について定められておりますけれど、どのように定められているのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　民生委員は、民生委員法第５条第１項に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動されております。民生委員の職務につきましては、同法第１４条第１項各号に規定されており、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」など、住民の福祉の増進を図るために活動を行うものとされております。

また、民生委員は児童福祉法第１６条第２項の規定により、児童委員を兼ねることとされております。児童委員の職務につきましては、現在、同法第１７条第１項各号に、その職務が規定されており、「児童及び妊産婦につきその生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと」など、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うものとされております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　確認いたします。今おっしゃったその児童及び妊産婦等の福祉の増進を図るための活動を行うものとされておりますと言われましたけれど、児童の定義を言ってください。

○議長（松延隆俊）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　失礼しました。児童の定義とは、満１８歳に満たない者を言います。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　児童福祉法ではそういうふうに定められておると思います。では、民生委員は児童委員を兼ねる意義はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　民生委員が児童委員を兼ねる意義としましては、子どもが抱える課題は、家庭状況が反映したものが多く、家庭全体への支援が必要となりますが、家庭を取り巻く関係機関との幅広い連携・協働体制の構築は、地域においてあらゆる世帯の支援に当たる民生委員であるからこそ可能であると言えること。また、社会的認知度の高い民生委員が兼ねていることにより、関係機関の認知、信頼が得やすいといったことが挙げられます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では、民生委員・児童委員はどのような活動をしておりますか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　民生委員法第１条に、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と定められており、これを達成するための活動を行っております。このため、民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手であり、専門機関へのつなぎ役と言えます。主な活動として、次の３つが挙げられます。まず、ひとり暮らしの高齢者世帯、生活に困窮している世帯、子育て中の世帯などの見守りや支援を行う個別支援活動。次に、行政区や自治会等の福祉活動に協力する地域福祉活動。最後に、定例会への参加や研修など、問題解決や自己研さんを図っていくための民生委員児童委員協議会活動となります。

近年、孤独や孤立、児童、高齢者、障がい者に対する虐待、悪質商法被害、また災害への備えなど、地域住民の課題が多様化する中、民生委員・児童委員の活動量も増大しており、さらには、成り手確保の困難さから、民生委員自体の高齢化といった課題も見られております。そのような中ではございますが、民生委員・児童委員の皆様には、その使命を果たそうと懸命に取り組んでいただいている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　様々な子どもに関する課題がある中で、児童委員に期待される役割が広まっていると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　社会や家庭など、子どもを取り巻く環境の変化の中で、児童委員活動も大きく変化しております。児童虐待への対応については、平成１２年５月の児童福祉法改正により、被虐待など要保護児童を発見した者が児童相談所や福祉事務所に通告を行う場合は、児童委員を介して通報を行うことができるとされたこと。さらに、同年１１月に施行された児童虐待防止法では、民生委員を含む、虐待を発見しやすい立場にある者は、虐待の早期発見に努めなければならない旨、規定されております。また生徒指導、家庭教育支援の推進など、様々な児童の課題に取り組むため、国が学校と児童委員の連携・協働の推進について、複数回にわたり通知が発出されており、これらのことからも児童委員の子どもや子育て家庭に対する支援に期待される役割は大きく広がりを見せていると言えます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　社会教育法第９条の７第１項の規定に基づき、飯塚市地域学校協働活動推進員設置要綱が令和２年２月２１日に定められていますが、この推進員の役割はどのようなものですか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　平成２９年３月の社会教育法改正によりまして規定されました地域学校協働活動推進員は、教育委員会の施策に協力をして、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言を行うものとされており、放課後子ども教室等の活動において、地域住民等と学校との連絡調整を行う地域コーディネーターや、地域コーディネーター間の連絡調整等を行う統括コーディネーターを新たに地域学校協働活動推進員として、教育委員会が委嘱することが可能になり、法律に位置づけられた存在として地域学校協働活動の推進に関わっていただくことができるようになっております。この地域学校協働活動は、地域の高齢者、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間団体、その他の団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を指しており、現在、本市においては、各小学校区で実施している放課後子ども教室が該当いたします。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　設置要綱を定めた目的は何なのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本要綱につきましては、先ほど申し上げました改正社会教育法第９条の７第１項に基づき、本市におきましても、地域学校協働活動推進員の委嘱ができるように整備をしたものでございますが、合わせて本要綱の制定は、放課後子ども教室の実施に係る費用への国及び県の補助対象要件でもあることから整備を進めたものでございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　飯塚市では、現在、地域学校協働活動推進員は委嘱されておるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　まだ、委嘱には至っておりません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　なぜ、この推進員を委嘱していないのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本市における地域学校協働活動に当たる放課後子ども教室の実施におきましては、現在、交流センターの職員が企画、連絡調整、運営総括管理等を行っておりますが、複数の小学校のある交流センター地区もございまして、業務量も非常に多くなっていることから、これら全ての業務を地域学校協働活動推進員となる市民の方々に、すぐに担っていただくことは非常に困難ではないかと考えております。このため、どのような業務から担っていただくべきか検討を進めている状況でございまして、今後は担当していただく業務が明確になった時点で、地域学校協働活動推進員に適した人材の発掘と選任を進めていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　この推進員は先ほど言いましたように、平成２９年３月３１日の法改正に伴い設置することができるようになったわけですけれど、飯塚市はまだ設置していないということですよね。業務が明確になった時点で設置する予定だということですけれど、いつをめどとして考えておるのですか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　残念ながら、いつというめどはございません。学校によって様々な事情がございまして、できるところから推進していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　あなた方は、平成２９年３月３１日に法改正があっている内容については知っているという前提で答弁されておりますし、私も知っているものとして質問しておりますが、法律では、平成２９年にできているということなのです。その法律は５年間たったら見直しをするというふうになっている。その点は承知していますよね。平成２９年から５年というのは、いつか分かりますか。それとともにあなた方は、この地域学校協働活動推進員の要綱等を作っておりますけれど、なぜ小学校区だけに推進員を置くとしておるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　中学校におきましては、授業時間が長くなるとともに、放課後の部活動に参加する生徒も多く、学校で過ごす時間が長くなります。それ以外にも、地域スポーツクラブへの参加や学習塾へ通う等、放課後や週末の過ごし方が小学生と比較すると多岐にわたるようになり、かつ自立的に行動することが多くなり、活動範囲も広くなることから、新たなプログラムの企画まで至っていない現状でございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　この法律では、義務教育の公立学校というふうになっておりますよね。中学校も含むわけでしょう。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　平成２７年１２月２１日の中央教育審議会答申の「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について　今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方～目指すべきイメージ～」のイラストでは、地域学校協働本部を設置するように描かれております。先ほどお尋ねいたしましたが、文部科学省から次世代の学校地域創生プランの中でも、中教審答申の実現に向けての中で、地域学校協働本部の設置が描かれておりますけれど、飯塚市では既に、この本部が設置されているのですか。設置しているならば、その活動状況はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　地域学校協働本部とは、これまで述べてまいりました地域学校協働活動を推進する体制のことを指す概念的なものでございまして、事務所等の設置の必要はございません。また、設置についての法律上の規定はございませんが、地域と学校の双方向の連携・協働を推進し、総合化、ネットワーク化へと発展させていくことを前提とし、コーディネート機能、より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施及び継続的な活動の３つの要素を満たす必要がございます。本市におきましては、放課後子ども教室に関する小学校・地域を含めた取組や連絡調整事務が既にあること、実施に当たっては、地域の方が参画し、放課後子ども教室の講師や見守りの役割を担っていただいていること、そして継続的に事業実施を行っていることから、実施の拠点となる１２地区の交流センターが地域学校協働本部の役割を果たしていると考えておりまして、このことにつきましては福岡県のほうからも認めていただいております。したがって、活動状況といたしましては、各小学校区での放課後子ども教室の実施ということになります。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　事務所の設置は必要ないということですけれど、市が法律に従ってしっかりと地域と共に、子どもを育てていくという考え方に立って取り組んでいくのならば、その意思を示すためにも、やはりこういう形で地域学校協働本部を設置して、市民にその活動について周知し、地域の学校が子どもたちを育てていくような啓発、法律ではそうすべきだということを言われておるのだから、そうすべきではないかと思いますけれど、いかがお考えなのか、お尋ねしたいと思います。それとともに平成２９年の社会教育法の改正について、教育委員会では議題として、教育法が変わりましたと、教育委員会の中で協議をされた経過があるのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　まず、最初のご質問でございますが、今後それぞれの地域に本部を設置いたしまして、子どもの居場所作りや成長をサポートする取組をしていることをホームページ等の活用により、ＰＲをしていくとともに、多くの地域住民の理解と関心を喚起し、気軽に参加していただけるような体制作りを検討してまいりたいと考えております。併せまして放課後子ども教室に携わっておられる市民に向けても、この事業が地域学校協働本部としての役割を担っていることを認識していただけるように取り組んでまいる所存でございます。２つ目の質問でございますが、教育委員会では、社会教育法の改正については特に触れておりません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　教育委員会では法律については触れていない。しかし、法律の改正については当初、質問の初めに言いましたように、平成２７年からの流れがあるんですよね。だけれどあなた方は、そういうことについて教育委員会の中で説明していないということですよね。今後の本市における地域学校協働本部の在り方について、改めて考え方を示していただきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本市におきましては、既に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール制度を導入し、放課後子ども教室の実施という形で地域学校協働活動に取り組んではおりますが、まだ一体的に進めていく体制が十分に構築されておりません。今後は、学校運営協議会と地域学校協働本部がそれぞれの活動内容を検証し、継続性の確保と必要な改善を進めていくとともに、関係者間で目標やビジョンを共有することが重要であると考えております。また、地域の取組につきましては、地域活性化の中心となっておりますまちづくり協議会の協力も求めまして、そういうことも考えながら、関係者間での情報交換を密に行い、地域全体が連携・協力して取り組むことができる体制作りを検討してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ぜひ、やっていただきたいと思います。併せて、文部科学省事務次官から「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」というのが出ておるのを知っていますか。この中に、いろいろな法律に関しての留意点が示されております。この中に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（改正法第４条）、同法律施行令の一部改正（改正令第３条）並びに同法律第４７条の６第１項ただし書に規定する２以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令」というのがありますけれど、それからずっと読んでいきますと、学校運営協議会について示されております。これは、改正の概要ですよ。「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないものとする」ということです。このことをずっと読んでいきますと、学校運営協議会が対象学校の運営を改善するために、教育委員会によって設置されるものであるということです。教育委員会は、教育委員会に対する指示というか、通知がこういうふうになっておるということを御承知でしょう。御承知であるならば、今後の在り方について、十分検討していただきたいと思います。この中に地域学校協働活動についてもありますし、地域学校協働活動推進員についても、留意するべきこととして、通知が示されておりますので、改めて確認していただいて、この通知に従って地域と共にある学校をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

　それで続きまして、平成２８年５月２０日に「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について（依頼）」が出されております。これは、文部科学省と厚生労働省から出されているわけです。先ほど民生委員・児童委員の仕事についてお尋ねしたときに、再三、国はこの依頼の文書を出しているということですけれど、その依頼文書の内容について承知しておりますか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ご指摘の依頼文書には、家庭を取り巻く社会経済状況の変化や、子どもや家庭をめぐる問題の複雑化、多様化に伴い、生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組について、地域との相互連携を推進することが必要となっております。そこで地域と共にある学校へのさらなる推進を目指しまして、学校を核としたまちづくり、地域で学校を支援し、子育てできる環境づくりに向けて、教育分野と福祉分野の視点から、学校・地域が一体となって子どもや家庭をめぐる状況把握をすることから、支援体制の充実を図ることが重要とされております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　この依頼文書には、６項目ありますけれど、家庭教育支援チームの活用が述べられております。この家庭教育支援チームは、どのような方々で構成されているのでしょうか。また期待される役割はどのようなものでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　文部科学省の家庭教育支援チームの手引書によりますと、家庭教育支援チームは、地域の実情に応じて、子育て経験者を初めとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まりとされております。構成員の例といたしましては、子育て経験者、教員のＯＢ、ＰＴＡ関係者、地域の子育てサポーターリーダー、民生委員・児童委員、保健師、保育士、臨床心理士、コミュニティーソーシャルワーカー、地域学校協働活動推進員などと示されております。期待される役割といたしましては、身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談に応じたり、親子で参加する取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供する活動を行うものでございます。また必要に応じて、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、まず、保護者等に対する主体的な学びと育ちに関する学習機会の提供、相談対応。２つ目といたしまして、保護者等への地域の居場所作りとして、地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施及び情報提供や日常的な交流の場の提供、相談対応。３番目といたしまして、訪問型家庭教育支援として家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応などの活動を行いまして、子育てや家庭教育を支援するものでございます。子どもや保護者の方にとって、身近で気軽に相談できる存在となり、地域とのつながり作りや専門機関との橋渡し役としても、家庭教育や子育てを支援する役割を担うこととなっております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　国では、この家庭教育支援チームの登録制度を実施しておりますけれど、福岡県の他の自治体でも登録がなされているみたいですけれども、飯塚市の取組はどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本市では、文部科学省の家庭教育支援チームに登録されているチームは現時点ではございません。なお、平成２８年度から令和元年度に福岡県教育委員会と福岡県において、県事業として家庭教育支援チーム設置事業を実施しており、筑豊教育事務所に確認いたしましたところ、本市においては、その際に３チームが設置されております。それらのチームの活動内容につきましては、子育て支援関連が１団体で、頴田地区におきましてプレイパークを実施し、子どもの居場所作りをされております。ほかの２つの団体は食育関連となっておりまして、小学校での食育関連に関するものとなっております。いずれにいたしましても、国の支援チーム登録制度につきましては、県との連携が必要であるため、今後は県担当者と協議の上、効果的な方法で制度の周知をしていきたいと考えております。また、先ほども申し上げましたように、チームの活動内容及び関係する機関が、家庭教育、子育て、福祉等と多岐にわたっていることから、市民がチームに相談される場合には、その相談者の方が一番関心のある内容に関連した部署へ相談に行くことが想定されますので、本制度について飯塚市役所の庁内の中で情報共有と連携を進めるとともに、部署間で横断的に対応が可能な体制の構築を検討していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　その「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について（依頼）」についてですけれど、地域と共に学校への方針を転換していくために、いろいろ依頼があるわけですけれど、その中で生徒指導の推進に当たり、児童委員、主任児童委員、スクールソーシャルワーカーとか、ＮＰＯとか、いろいろな方々とで、やはり円滑な連携を図れる体制を構築する、学校内の支援体制の活用を図るように努めることというようになっております。家庭教育支援の推進に当たっても、そういうメンバーと、やはり努めるようになっております。児童健全育成に当たっても、やはり民生委員・児童委員と家庭教育支援チームなどとで連携を図って努めることというふうにうたわれておるんです。だから、こういうふうに６項目ありますけれど、そういう依頼が出ていること自体は、教育委員会なり、関係部署との確認ができておるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　十分ではないと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では改めて、この依頼文書について中身を確認して関係部署と打合せしながら、今後の地域と共にある学校について、やはり検討していただきたいなと思います。あまりにも法律が変わっていっているということについて、法律の中身を知らないで取り組んでいっているような感じがしますので。ちょっとやはり今、非常に時代が変わってきて、いろいろ子どもの置かれている立場も違ってきておりますので、やはり国としても、地域と共に、やはり子どもたちを育てていく、学校と地域が子どもを育てていくという取組を広範囲でやっていかなくてはいけないというふうな取組をしなさいということだと思います。

ところで、今後の地域と共にある学校について、どのような見解を持っているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　現在も各小中学校におきましては、地域と連携を進めていく上で、交流センターや民生委員・児童委員の方々と情報の共有を行い、児童生徒の様子の情報交換や交流を実施している学校もございます。また、昨年１１月には教育委員会の主催で飯塚保護区保護司会と飯塚市小中学校管理職との合同研修会を開催するなど、地域の方々と学校の管理職との交流を行っております。しかし、「飯塚市学校教育プランＲ３」でも推進しております飯塚市内小中学校のコミュニティ・スクールの設置率は、先ほども述べましたように約３分の１にとどまっております。理由といたしましては、先ほど答弁をさせていただきましたが、平成２９年の法の一部改正による努力義務というところもございますが、まだまだ地域と連携・協働しながら、地域と共にある学校の運営を目指していくことについて、十分ではない部分があるのかもしれません。

質問議員がもうずっと前から言われておりました、学校は地域の核であるとおっしゃっておりましたことを、特に小学校はまちづくりの核である、そのことをよく覚えております。今は、各地域に交流センターができつつありまして、地域の核となっておりますが、実は先日、鯰田小学校の防災訓練、保護者の皆さんが子どもたちを迎えに来て引き渡す訓練でございますが、これを見てまいりました。校庭には、早い時間から黄緑色のおそろいのジャンパーを着た地元の方々が支援に来ておられまして、恐らくそれまでも何度も打合せなどをされてきたのだと思いますが、こういう光景が、地域と共にある学校であろうと、そういうふうに思った次第でございます。それは教育の面から見ますと、子どもたちは地域の方々が学校に集まって、まとまって活動されていることを小さい頃から当然のことと考え、それが自分も地域の一員なのだという自覚、愛着、誇り、それからが意識の醸成につながり、発達段階に応じて、当然に地域の担い手に育っていくという、それだけではなく、各校区の特色ある学校をハブとした人と人とのつながりの中で、地域それから教職員、子どもたちが共に育つ、自立した地域社会を目指す環境が地域と共にある学校ということではないかと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　飯塚市学校教育プランの令和３年版というのがありますけれど、それは法改正した内容が、組み入れられた内容なのかどうか、教育長答弁できますか。

○議長（松延隆俊）

　武井教育長。

○教育長（武井政一）

　一応、関係法令等、新しいものがあればしっかり見ております。例えば今日、ご指摘のコミュニティ・スクールということも、飯塚市では小中一貫教育を学校の制度的な基盤としていますので、その中には明記をさせていただいておりますし、飯塚市の教育施策要綱の中に、今日、るるご指摘ありました内容については掲載をさせていただいているものと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　であるならば、何で学校運営協議会ができていないのですか。法律では５年間の間、努力義務ですよ。努力をしなくてはいけない。努力しなくてはいけないけれど１０校しかできていない。しかも、それも推進員は要綱は作ったけれど一人も置いていない。評議員がいるから大丈夫なんだ。それは法律の趣旨に沿っていないのではないですか。あなたが今答えた内容と、先ほど部長がるる答弁されてきた内容とは、若干相違があるのではないですか。それと、あなたが中学校、小学校の一貫校という話をしましたでしょう。それでは連携校はどうするのですか。連携校は義務教育、小学校単位では学校運営協議会ができているか分からないけれど、中学校区で考えていったときの学校運営協議会というのは、どういうふうに考えているのですか。法律はあくまでも義務教育の諸学校となっているのですよ。一貫校と言っていますけれど、一貫校だけではないんです。飯塚市は連携校もあるわけです。連携校のほうが学校運営協議会を設置して運営していくというのは難しいと私は思っていますよ。だけれど、それについては何も答弁が、今あなたが一貫校でそういうことはちゃんとやっていますと言っているけれど、やっていないのではないかなと思うから、今回質問したんです。やっていると自信を持って言えるのですか。

○議長（松延隆俊）

　武井教育長。

○教育長（武井政一）

　すみません、言葉足らずで。そういった内容の記載があるかということで、例えばコミュニティ・スクールを例にご説明をさせていただきました。幾つか、今ご質問をいただきましたけれども、まず学校運営協議会につきましては、平成２９年度に努力義務となりまして、望ましい姿として示されたわけでございますので、できていない理由について部長のほうが答弁をいたしましたけれども、学校や地域の実情に応じて、学校運営協議会の設置促進を図られるように、教育委員会としては働きかけを行ってまいりたいと思うところでございます。

あとは、後半おっしゃいました飯塚市としての学校運営協議会の枠組みといいますか、法令の改正の中で、小中一貫や中高一貫というような趣旨があれば２校以上でもってやっていいという話がございました。その点は確認をいたしますが、飯塚市では現在のところでは、施設一体型の小中一貫校につきましては、ぜひ小中で持ってくれということでございます。あとについては縛りというのは、現時点では考えておりません。例えば高田小学校などというのは、大変地域と密着して、自然豊かな、様々な地域と連携し協働した行事がございます。そういうところは、学校単独で持っていただいているということでございます。そういうところも含めて、今後しっかり進めてまいりたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今回、この質問をするに当たって、なぜこういう質問をしたかと言いますと、地域の民生委員さんから中学校との連携がうまくいっていないというお話を聞いたんです。そりゃそうですよ、例えば鯰田地区にしろ、菰田地区にしろ、飯塚第一中学校区ですけれど、一中の校長先生は大変ですよ。だって、５つの学校を持っているんですよ。そこで地区ごとに、福祉協議会なり民生委員協議会なりあったとして、学校側が１人、校長先生が代表で月に１回あるから来てくださいと言って、会員になっていて、行けば５日間潰れるんですよ。校長先生はそんなに暇ですかという話になってくるわけですよ。３つでも大変だったんですよ。だけれど法律は変わってきているんです。法律は変わってきて、地域と一緒になって、地域というのは、だから中学校区だったらその５つの地域なんですよ。だったら、そこに何らかのシステムをつくって、できるところからやるのではなくて、できないところをまず片づけていくぐらいの気持ちがないと、国が示したこの法律の内容は、実施できないのではないですか、いつまでたっても。そういうことを言っているんです。だから、やはり教育委員会が責任を持って、どうあるべきか考えて、学校と相談し、そして地域の民生委員さんなり、ＮＰＯなり、その関係者と相談しながら、そういう団体を、例えば小学校区にあるならば小学校区の連合体を作るなり、やっていくことを考えたらいかがかなと思うんです。そうしないと法律の趣旨にのっとったものはできないのではないかというふうに私は思いますけれど。その自分の意見を言って、質問を終わりたいとは思いますけれど、改めて質問していて、飯塚市立学校管理規則というのがありますね。こういうものもやはり見直しが必要になってくるのではないかと思うのですけれど。それは、あなた方が学校運営しているのですから、法律が改正されて、今まである学校管理規則は適合かどうか検証すべきではないかと思いますけれど、これ口幅ったいですけれども、もうしたのでしょうか、したものなのかな。したものだったら、私の言い過ぎですけれど、もし検討の余地があるならば、ぜひ検討していただきたいと思っております。そういうことをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松延隆俊）

　本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明１２月１０日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　４時００分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　松　延　隆　俊

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　守　光　博　正

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　宮　山　哲　明

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

書記　　伊　藤　拓　也

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　久　原　美　保

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　山　田　哲　史

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　中　村　洋　一